

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年10月

岡山市人事委員会





岡人委第184号  
令和6年10月10日

岡山市議会議長 田口 裕士 様  
岡 山 市 長 大森 雅夫 様

岡山市人事委員会

委員長 藤岡 温

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。



## 目 次

<b>別紙第1 報告</b>	1
1 勧告の意義	1
2 職員給与の状況	1
3 民間給与等の状況	2
(1) 職種別民間給与実態調査	2
(2) 調査の実施結果	3
4 職員給与と民間給与との比較	5
(1) 比較方法	5
(2) 月例給	5
(3) 特別給	5
5 職員給与と国家公務員給与との比較	6
6 物価及び生計費	6
(1) 物価指数	6
(2) 標準生計費	6
7 人事院の給与等に関する報告及び勧告等の概要	7
8 むすび	9
(1) 本年の給与改定	9
(2) その他給与に関する諸課題	12
(3) 人事管理に関する諸課題	13
9 おわりに	20
<b>別紙第2 勧告</b>	21

<b>参考資料</b>	(参考資料頁)
1 職員給与関係	1
2 民間給与関係	31
3 生計費関係	49
4 労働経済関係	51



## 別紙第1

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年10月、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その後も引き続き、本市職員の給与の実態、市内民間事業所従業員の給与等の勤務条件及びその他諸情勢について絶えず調査研究を行い、公正かつ中立な立場から、職員の給与等の勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

### 1 勧告の意義

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

これは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが求められる中で、民間企業とは異なり、その給与等は市場原理による決定が困難であること、公務が円滑に遂行されるためには社会一般の情勢に適応した適正な給与等の確保が必要であることなどから、労使交渉等を経てその時々の経済・雇用情勢を反映して決定される民間事業所の従業員の給与等に準拠することによって、職員の給与等を定めることが、最も合理的であり、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられるからである。

### 2 職員給与の状況

本委員会は、本年4月1日を調査期日として、本市職員の給与の実態を把握するため「令和6年職員給与実態調査」を実施した。

調査の対象となった職員の総数は、7,167人であった。このうち行政職給料表適用者（3,555人）から、消防職員や福祉職に相当する職員と令和6年4月の採用者のうち新規学卒者等を除いた公民給与比較対象職員は、2,631人であり、これらの給与等の状況は次表に示すとおりである。

第1表 職員の給与等の状況

項 目	職員給与実態調査		うち 公民給与比較対象職員
	対象職員		
人 数	7,167 人		2,631 人
平均年齢	41.3 歳		43.6 歳
平均経験年数	18.8 年		21.1 年
学歴構成	大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	86.2% 6.6% 7.0% 0.2%	84.4% 4.9% 10.1% 0.5%
平均給与月額	給 料 扶養手当 地域手当 住居手当 管理職手当 単身赴任手当 初任給調整手当 合 計	346,475 円 8,867 円 11,154 円 6,735 円 9,976 円 46 円 310 円 383,563 円	347,885 円 10,141 円 11,515 円 6,337 円 16,323 円 103 円 40 円 392,344 円

(注) 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合がある。(以下第5表まで同じ。)

(参考資料 1 職員給与関係 第1表(P4,5) 参照)

### 3 民間給与等の状況

#### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内の349の民間事業所から、人事院において無作為抽出された121事業所を対象に、人事院、岡山県人事委員会等と共同で「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる事務・技術関係の職務に従事する者等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等についての詳細な調査を行った。

また、民間企業における給与改定の状況や定期昇給の実施状況、諸手当の支給状況等についても事業所単位で調査を行った。

調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、83.6%と非常に高い水準となっており、調査結果は広く市内民間事業所の

給与等の状況を反映したものとなっている。

(参考資料 2 民間給与関係 (P32) 参照)

## (2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

### ① 初任給の状況

事務・技術関係職種における新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 76.7%（昨年 46.1%）、高校卒で 63.0%（同 62.2%）であり、昨年に比べ大学卒で 30.6 ポイント、高校卒で 0.8 ポイント増加している。一方、初任給が据置きになっている事業所は、大学卒で 23.3%（同 53.9%）、高校卒で 37.0%（同 37.8%）となっており、昨年に比べ大学卒で 30.6 ポイント、高校卒で 0.8 ポイント減少している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 217,511 円（同 203,888 円）、高校卒で 180,806 円（同 170,556 円）となっている。

第2表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴	新規学卒者 の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	37.1	(76.7)	(23.3)	(0.0)	62.9
高校卒	21.8	(63.0)	(37.0)	(0.0)	78.2

(注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第3表 民間における学歴別初任給

学歴 職種	大学卒	短大卒	高校卒
新卒事務員・技術者	217,511 円	194,296 円	180,806 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒 207,545 円、短大卒 184,267 円、高校卒 173,452 円である。

### ② 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアッ

プを実施した事業所の割合は 54.9%（昨年 53.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 3.7%（同 0.7%）であり、ベースダウンを行った事業所はなかった。

**第4表 民間における給与改定の状況** (単位：%)

項目 役職段階	ベース アップ 実施	ベース アップ 中止	ベース ダウン	ベース アップの 慣行なし
係員	54.9	3.7	0.0	41.4
課長級	50.8	3.7	0.0	45.5

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 87.9%（昨年 94.8%）となっている。そのうち、昇給額について、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 42.4%（同 41.0%）、減額となっている事業所の割合は 0.0%（同 1.1%）、変化がなかった事業所の割合は 45.4%（同 52.6%）となっている。なお、定期昇給を中止した事業所はなかった。

**第5表 民間における定期昇給の実施状況** (単位：%)

項目 役職 段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期 昇給 中止	定期 昇給 制度 なし	
		増額	減額	変化 なし			
係員	87.9	87.9	42.4	0.0	45.4	0.0	12.1
課長級	77.0	77.0	37.2	0.0	39.7	0.0	23.0

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## 4 職員給与と民間給与との比較

### (1) 比較方法

月例給の公民の比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事務職員及び技術職員に類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較を行うものである。

月例給の水準比較に当たっては、個々の本市職員に地域の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出するラスパイレス方式をとっている。

(参考資料 2 民間給与関係 第 18 表(P47) 参照)

### (2) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員と民間における本年 4 月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を 1 人当たり平均 10,641 円 (2.71%) 下回っていた。

第6表 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) [(A)-(B)]/(B)×100
402,985 円	392,344 円	10,641 円 (2.71%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

### (3) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合は、次表に示すとおり所定内給与月額の 4.61 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数 (4.50 月) が、民間事業所の特別給を 0.11 月分下回っていた。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	355,862 円
	上半期(A2)	360,196 円
特別給の支給額	下半期(B1)	794,031 円
	上半期(B2)	856,260 円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.23 月分
	上半期(B2/A2)	2.38 月分
	年 間	4.61 月分

(注) 「下半期」とは令和 5 年 8 月から令和 6 年 1 月まで、「上半期」とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

## 5 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の令和 5 年地方公務員給与実態調査によると、令和 5 年 4 月時点における国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額と、これに相当する本市一般行政職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、国家公務員の指数を 100 とした場合の本市職員の指数は、101.1 となっている。

## 6 物価及び生計費

### (1) 物価指数

総務省統計局による本年 4 月の消費者物価指数は、昨年 4 月と比べて全国で 2.5%、岡山市で 1.8% の増加となっている。

（参考資料 4 労働経済関係 第 21 表(P52,53) 参照）

### (2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局による家計調査を基礎に算定した本年 4 月における本市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 157,810 円、186,550 円及び 215,330 円となっている。

（参考資料 3 生計費関係 第 20 表(P50) 参照）

## 7 人事院の給与等に関する報告及び勧告等の概要

人事院は、本年8月8日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、職員の給与に関する報告及び勧告、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。その概要は次のとおりである。

### 令和6年 人事院勧告・報告の概要



#### ■ 人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ

多様で有為な人材の確保

職員の成長支援と  
組織パフォーマンス向上

Well-beingの実現  
に向けた環境整備

#### 給与制度のアップデート – 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換 –

##### 【措置内容の例】

- 初任給を大幅引上げ。管理職は職責重視の体系に刷新
- 地域手当を都道府県単位に広域化
- 通勤手当の上限を月15万円に引上げ。新幹線通勤の要件緩和
- 配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る手当を増額

- 一般職試験にも「教養区分」を導入  
【令和7年目途】

- キャリア形成支援のための取組をまとめたガイド作成

- 育児時間の取得パターンの多様化、子の看護休暇の対象を小3まで拡大

- 総合職試験「教養区分」の年2回実施  
【令和8年目途】

- 国内外の大学院への派遣を拡充

- 超過勤務縮減に向け、各種アンケートを踏まえた関係各方面への協力依頼

- CBT(オンライン試験)の段階的導入  
【令和9年目途】

- キャリア形成を支援する人事管理のための府省共通システムの設計

- 勤務間のインターバル確保状況の実態把握・各省ヒアリングなど取組を推進

- 兼業制度の見直しの検討

人事行政諮問会議  
中間報告を  
踏まえた取組

- ✓ 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るための行動規範の検討
- ✓ 職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要となる施策等の検討  
(在級期間に係る制度・運用の見直しの検討、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

## ■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

### 月例給 〔本年4月分の民間給与を調査して官民比較〕 【令和6年4月実施】

- ☑ 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])  
 【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])

- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定

行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

### ボーナス 〔直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕 【令和6年4月実施】

- ☑ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

### 寒冷地手当 〔手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施〕

- ☑ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

## 令和6年 人事院勧告・報告の概要

## ■ 給与制度のアップデート(勧告) 〔令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)〕

- ☑ 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手當にわたり包括的に給与制度を整備

### 俸給 初任給・若年層の水準を大幅引上げ

係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し

### 地域手当 都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 异動保障を3年間に延長

### 通勤手当等 支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和

### 扶養手当 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

### ボーナス 成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充

### その他手当 管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

## ■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 〔民間労働法制の施行から遅れることなく実施〕

- ☑ 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充

- ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
- ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

## 8 むすび

### (1) 本年の給与改定

職員の給与の決定に関する基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。本委員会が行った本年の職種別民間給与実態調査によると、ベースアップを実施した事業所、定期昇給額が昨年に比べて増額となった事業所の割合は、それぞれ昨年より増加しており、新規学卒者の初任給は、いずれの学歴区分においても本市職員の初任給を上回っている。

国においては、人事院が、月例給及び特別給について3年連続で引き上げることとし、前述の「7 人事院の給与等に関する報告及び勧告等の概要」のとおり勧告を行ったところである。

本市においては、既に述べたとおり、月例給については、本年4月時点で職員給与と民間給与を比較した結果、本市職員の給与が民間給与を10,641円(2.71%)下回っていた。

また、特別給については、本市職員の支給月数(4.50月分)が昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合(4.61月分)を0.11月分下回っていた。

公民給与に解消すべき一定の較差が生じた場合、月例給については、給料表を改定することを基本にしつつ、較差の大きさや改定の効果を勘案した上で、職員の実態に応じ、諸手当の改定を含め較差の解消を行うこととしている。

これらの状況を総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要がある。

#### ① 月例給

月例給については、職員の給与が民間給与を10,641円(2.71%)下回っていたことから、較差の大きさ等を考慮して、給料表の引上げ改定を行う必要がある。

行政職給料表の改定については、本年の人事院勧告における改定の内容を踏まえた上で、職員の実態に応じ、改定を行うこととする。具体的には、民間の初任給の状況や、本市において人材確保が喫緊の課題であること等を勘案し、1級の初任給基準となる号給については、大学卒は22,700円、高校卒は20,400円、それぞれ引き上げることとする。また、これを踏まえ、若年層が在職する号給に特に重点を置くとともに、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号給にも重点を置き、そこから改定率を適減させつつ、全ての職員を対象に引上げ改定を行う。なお、定

年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえた引上げ改定を行う。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが必要である。

ただし、教育職給料表（3）については、教育職員の職務等の特殊性、他の地方公共団体の状況及びこれまでの改定の経緯等を踏まえた所要の改定を行い、医療職給料表（1）については、医師及び歯科医師の処遇の確保並びに人事管理上の必要性から国との均衡を基本に所要の改定を行う。

## ② 特別給

特別給については、民間の支給割合と本市職員の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の内容等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

本年度については、12ヶ月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和7年度以降については、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6ヶ月期及び12ヶ月期で均等になるよう定めることとする。

この結果、本年12ヶ月期及び令和7年6ヶ月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数は、次表のとおりとなる。

第8表 期末手当・勤勉手当の支給月数

(単位：月分)

区分	令和6年 12ヶ月期	令和7年度以降			
		6ヶ月期	12ヶ月期	年間計	
一般の職員	期末手当	1.275 (1.075)	1.25 (1.05)	1.25 (1.05)	2.5 (2.1)
	勤勉手当	1.075 (1.275)	1.05 (1.25)	1.05 (1.25)	2.1 (2.5)
	計	2.35 (2.35)	2.3 (2.3)	2.3 (2.3)	4.6 (4.6)
定年前 再任用 短時間 勤務職員	期末手当	0.7125 (0.6125)	0.7 (0.6)	0.7 (0.6)	1.4 (1.2)
	勤勉手当	0.5125 (0.6125)	0.5 (0.6)	0.5 (0.6)	1 (1.2)
	計	1.225 (1.225)	1.2 (1.2)	1.2 (1.2)	2.4 (2.4)

(注) ( )内は特定管理職員の支給月数である。

### ③ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医師及び歯科医師の処遇の確保並びに人事管理上の必要性から、国との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

### ④ 扶養手当

本年、人事院は、民間企業や公務の配偶者に係る手当の状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を1人につき13,000円に引き上げる等の勧告を行った。

本市における本年の職種別民間給与実態調査の結果を見ると、配偶者に手当を支給する事業所の割合は61.5%であり、これらの事業所のうち、11.9%は「配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中」とし、15.4%は「税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては、見直すことを検討」としている。さらに、本市職員についても、本年の職員給与実態調査の結果を見ると、配偶者に係る扶養手当を受給する職員の割合は16.2%であり、国と同様に減少傾向にある。

本市における民間企業や本市職員の配偶者に係る手当の状況、また、これまで国に準じた改定を行ってきた経緯等を踏まえ、扶養手当について、国との均衡を考慮した改定を行う必要がある。なお、改定に当たっては、配偶者に係る手当の廃止に伴う受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、本市の実態を踏まえて、段階的に実施することが適当である。

### ⑤ 改定の実施時期

①の月例給については、本年4月時点での比較に基づき職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、本年4月に遡及して実施することとする。

②の特別給については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

③の初任給調整手当については、国との均衡を考慮して、本年4月に遡及して実施することとする。

④の扶養手当については、令和7年4月から段階的に実施することとする。

## (2) その他給与に関する諸課題

### ① 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、本年の職員の給与に関する報告の中で、多様で有為な人材の確保、職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、一人一人の職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる Well-being の実現に向けた環境整備という公務員人事管理をめぐる重点課題に対する取組の一環として、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）についての基本的考え方及び具体的な措置内容を示し、俸給表、昇給制度、諸手当について勧告を行った。

人事院は、俸給表について、係長級から本府省課長補佐級までの職員を対象とする職務の級では、各級の初号の俸給月額を引き上げ、若手・中堅の優秀者層が早期に昇格した場合のメリットの拡大を図るとともに、民間人材等を採用する際の給与額を引き上げることとした。また、本府省課室長級の職員を対象とする職務の級では、職員の役割の重さに見合った処遇とするため、俸給水準や号俸構成を抜本的に見直し、職務や職責をより重視した俸給体系とすることとし、あわせて、個々の職員の能力・実績をより適切に反映できるよう昇給制度を見直すこととした。諸手当について、扶養手当及び地域手当の見直しのほか、通勤手当の支給限度額の引き上げ、新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当の支給要件の緩和、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大、定年前再任用短時間勤務職員等に対する異動の円滑化に資する手当の支給等を措置することとした。

これら的人事管理をめぐる諸課題については、本市においても共通するものがあることから、国や他都市の状況、本市の実態等を踏まえつつ、具体的な措置内容について検討していく必要がある。

### ② その他諸手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、今後も国、他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえて引き続き検討していく必要がある。

### ③ 会計年度任用職員の給与

地方自治法及び「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」の改正により、令和 6 年度から会計年度任用職員に対し、勤

勉手当を支給することができるものとされ、本市においても、必要な条例改正を行ったところである。会計年度任用職員の給与について、引き続き常勤職員との均衡、国や他都市の状況、本市の実態等を踏まえて適切に対応していく必要がある。

### (3) 人事管理に関する諸課題

#### ① 人材の確保・育成

社会経済情勢や自治体を取り巻く環境が大きくかつ急速に変化する中、行政に求められる役割は一層大きくなっている。日々複雑化・高度化する行政課題に応えていくためには、幅広い視野を持って、環境の変化に的確に対応するとともに、常に市民の立場で考え、主体的・積極的に行動する人材の確保・育成が喫緊の課題である。

急速な少子化の進行による受験年齢人口自体の減少、デジタル社会の進展、働き方や価値観の多様化など雇用を取り巻く課題や状況が大きく変わりつつある中、全国的に公務志望者は減少傾向となっており、本市においても同様の状況である。このような状況下で、本市では特別な公務員試験対策の不要な能力試験の導入などにより、一部の試験区分では受験者数の増加が見られているものの、技術職などの区分では依然として厳しい状況が続いている。引き続き、受験者確保に向け、情報発信のコンテンツやタイミングを工夫するなど積極的かつ効果的な広報活動を行うことに加え、試験実施や申込時の更なるオンライン方式の活用など、受験しやすい環境の整備をより一層進めていく。これらの取組に加え、新規学卒者はもとより、民間企業等における経験や高度な専門性を有する多様な人材に活躍の場として選ばれるために、本市で働く魅力とやりがいを発信するとともに、採用者が早期に職場に適応して能力を発揮できるような支援を充実させるなど、人材確保に向けた多面的な対策を進めていくことが必要である。

今後は、人材確保の厳しい状況を踏まえて、採用手法・人材育成・給与等のあり方について一体的な取組を推進することにより、競争力を向上させ、組織を支える多様で有為な人材を継続的に確保していくことが必要である。

障害者雇用促進法に基づき、障害者雇用率が段階的に引き上げられている中、雇用の質の確保・向上を図りつつ、より一層障害者の採用等に積極的に取り組むことが重要である。引き続き障害者を対象とした採用

試験を実施していくとともに、合理的配慮の提供等を適切に行っていく必要がある。

人材育成に関しては、組織にとって人こそが最も重要な経営資源であることを認識し、人事管理、組織マネジメント、職員研修を有機的かつ効果的に連携させて、組織全体で職員の能力開発・人材育成に取り組んでいくことが重要である。また、職員が自らのキャリア形成に対する不安要因を緩和し、自律的に考えられるようにするため、任命権者においては、職員に成長機会を積極的に付与することが期待される。

そのために、引き続き管理職員のみならず、監督職・中堅職員に対しても、職場マネジメント能力の向上及び部下職員の指導育成を支援する研修を実施する必要がある。また、職員の新たな学びや自律的なキャリア形成の動機付けとなるような研修等を継続的に実施することで、職員個人の学びが仕事に活かされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となるような好循環を形成していくことが求められる。また、公務におけるデジタルトランスフォーメーションを推進するため、今まで以上に職員一人ひとりのデジタル知識等の向上が求められている。市民サービスの向上や業務効率化を図るため、より一層、デジタル人材の育成を進めていくことが必要とされる。さらに若手職員の多様な職務経験による能力開発と視野の拡大のため、早めの人事ローテーションを実施するなど、今後も組織の状況を勘案した柔軟な人事配置による人材育成が必要である。

人事評価制度については、地方公務員法において人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされ、能力・実績に基づく人事管理の徹底が求められている。任命権者においては、引き続き、公正・公平性、信頼性、透明性などを高めながら、国や他都市の動向を注視しつつ、地方公務員法の趣旨を踏まえた人事評価制度の運用と評価結果の有効な活用を行っていく必要がある。

公務員倫理については、職員による不祥事の発生は市民の信用を著しく損なうものであることから、職員にあっては、一部の職員による不祥事を他人事と考えることなく、公務内外を問わず、自らの行動が公務の信用に大きな影響を与えることを常に意識し、高い倫理観と強い使命感を持って公務に全力を尽くすことが求められる。任命権者においては、引き続き、不祥事防止に向けた研修等により、服務規律の確保や公務員倫理の醸成に継続的に取り組むとともに、管理職員においては、日頃か

ら職員とのコミュニケーションを積極的に図り、風通しの良い職場環境づくりに努めるなど、不祥事の未然防止に向けた取組を継続していくことが必要である。

## ② 女性職員の活躍推進

市政を取り巻く様々な環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、多様性と活力をもった組織として持続的成長を実現していくためには、性別にかかわりなく、職員一人ひとりが市民ニーズや行政課題を捉えて、主体的、積極的に職務に取り組むことにより、多様な視点が政策決定・意思形成過程に反映されていくことが求められる。

本市では、特定事業主行動計画において、課長級以上に占める女性職員の割合を令和8年4月1日までに20%とする目標を設定し、これまで育児休業の取得が昇任に影響しない人事管理や適材適所の配置、キャリア形成支援研修など様々な取組を行ってきた結果、令和6年4月1日時点の割合は18.6%と着実に上昇してきた。目標の達成に向け、家事・育児に対する女性の負担軽減と男性の積極的な参加を促す共働き・共育での推進により、職員が性別を問わず、職場において更に能力を発揮できるような環境の整備に取り組んでいる。また、ライフイベントがキャリア形成に与える影響を考慮し、特に女性職員については、入庁後の早い段階から複数の職場を経験できるよう早めの人事ローテーションの実施や、多様な職域・職務への登用を行うことで、本市の将来を支える職員としてのキャリア形成を支援しているところである。

女性職員がその能力と適性を十分に発揮して活躍するためには、キャリアアップへの不安緩和と意欲向上、所属長等による意識づけ、将来の管理職を担う女性職員の育成、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの推進による職場環境の整備など多面的かつ継続的な取組が必要である。また、令和5年度から1か月を超える男性職員の育児休業が生じた所属に、代替正規職員を柔軟に充てる運用を開始したところであるが、社会全体で女性活躍を推進していく視点から、男性職員の家事・育児・介護等への参加を更に促進していくことが重要である。

全ての職員が職務に対するやりがいと誇りを保ちながら公務を担っていくという観点から、任命権者においては、引き続き、性別、職種にとらわれない能力・実績主義に基づく任用を基本としつつ、職員一人ひとりがその個性に応じて多様な能力を十分に発揮することができるよう、

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払拭、柔軟な働き方の推進など、男女問わず働きやすい職場環境づくりに向けた総合的な取組を進め、女性職員の活躍を一層推進していくことが必要である。

### ③ 仕事と生活の両立支援

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する現在、職員がやりがいをもって働き、仕事上の責任を果たしながら、育児や介護等に安心して向き合うことができ、また家庭、地域、自己啓発等のための個人の時間を確保しながら健康で豊かな生活を送ることができる職場環境の整備が求められている。このことは、公務能率と行政サービスの向上を図る上でも極めて重要であるとともに、公務職場の魅力を向上させ、喫緊の課題となっている多様で有為な人材の確保にも資するものである。

本市の特定事業主行動計画では、すべての職員が個性と能力を十分に發揮し、仕事と生活の調和を図り、育児や介護等と両立して活躍できる職場環境の実現を目的とし、男性職員の子育て休暇や出産補助休暇、育児休業等について、数値目標を掲げて取り組んでおり、一定の成果が見られている。

人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告の中で、本年 5 月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」の内容も踏まえ、「国家公務員についても、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図る」とし、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

本市においても、国や他都市の動向等を踏まえながら、必要な措置を検討するととともに、仕事と家事・育児・介護等の両立支援制度の周知や、職員が個々の事情やライフステージに応じて円滑かつ適切に制度を活用することができるような環境の醸成など、性別や雇用形態にかかわりなく仕事と家事・育児・介護等を両立して活躍できるための職場環境づくりについて、引き続き取り組んでいく必要がある。

柔軟な働き方の推進はワーク・ライフ・バランスの実現等につながるものであり、本市においては、仕事と家事・育児・介護等との両立を図るという観点からテレワークや早出遅出勤務等の活用に取り組んできた。

また、本年 4 月からは、勤務間インターバル確保の試行及びフレックスタイム制の試行が始まったところである。任命権者においては、柔軟な働き方が可能となるよう、職場環境の整備等に継続して努めていく必要がある。

#### ④ 長時間労働の是正

働き方改革を推進し、長時間労働を是正することは、職員の公務能率や労働意欲の向上、心身の健康保持等に大きな影響を及ぼすものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現の観点はもとより、人材の確保などの観点からも、極めて重要な課題である。

本市における令和 5 年度の職員 1 人当たりの 1 月当たり超過勤務時間数は、働き方改革推進の取組や新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類に移行したことによる業務の縮小等により、平均 13.5 時間と 2 年連続で減少している。しかし、災害への対応などの他律的な業務をはじめ、各部署の業務の状況によっては、依然として多くの超過勤務が発生している。

本市では、長時間労働の是正に向けて、適切な業務体制の確保や時間外勤務の管理に継続して取り組んでいる。「岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則」により、時間外勤務時間の上限を定めるとともに、労働時間の適正な把握及び適切な管理のための具体的手順等を周知し、時間外勤務の事前命令及び事後確認やノーカンクレーフィングを徹底している。特に、7 月と 8 月の 2 ヶ月間を「ワーク・ライフ・バランス推進強化月間」とし、定時退庁等を推進するなど、長時間労働の是正に向けた機運の醸成も積極的に行っているところである。

また、教育委員会においては、令和 7 年度までに段階的に学校園における時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員ゼロを目指すなどの目標を掲げた「岡山市立学校園における働き方改革推進方針」に基づき、学校業務アシスト職員の配置時間の増加や学校給食費の公会計化、保護者連絡ツールの導入等、教職員の長時間勤務の縮減と負担軽減に資する取組とともに、教職員の意識改革と健康保持に関する取組を進めてきた。これらの様々な取組を通じ、時間外在校等時間には減少傾向が認められるところである。しかしながら、令和 5 年度に時間外在校等時間が月 80 時間を超える教職員をゼロにするという目標の達成には至っておらず、引き続き様々な取組を進めることで、当該推進方針が着実に実現される

ことを期待する。

各職場においては、管理職員が自身も含めた職員の勤務時間や業務量等の勤務実態を適切に把握し、マネジメント能力とリーダーシップを一層発揮して業務の効率化や業務配分の見直し等に取り組むとともに、職員一人ひとりが働き方についての意識を持ち、計画的・効率的な業務遂行に努めることが非常に重要である。任命権者においては、引き続き、各職場における管理職員や個々の職員に対してこれらの取組の重要性の周知及び指導、事務事業の見直しや人員の適切な配置を行いながら、長時間労働のは正に向けた取組をより一層推進していくことが必要である。

## ⑤ 職員の健康の保持と職場環境の整備

職員が心身ともに健康を保持し、職務に従事することは、質の高い行政サービスの提供や公務能率の向上、活力ある組織を維持していく上で不可欠であり、職員がその能力を十分に発揮して職務に専念できる職場環境を整えることは、事業主の重要な責務である。

メンタルヘルス対策として、本市では所属長・職場・産業保健スタッフ・人事担当課が連携・協力をしながら、職員の不調の早期発見や休職等の未然防止、休職者の円滑な職場復帰や再発防止に資する総合的な対策を行ってきたところである。しかしながら、長期病休者のうち、メンタルヘルス不調を原因とするものが依然として最も多い状況にある。このため、各関係者は、ストレスチェックの実施・活用や産業医面接の実施、セルフケア・ラインケアに関する意識向上のための研修等、相談窓口の周知、職場復帰訓練等、各職場の実態に即した対策を、継続的かつ計画的に推進していくことが必要である。

また、職場におけるハラスメントが、個人の尊厳を侵害し、メンタルヘルスの不調の一因になり得ること等も踏まえ、ハラスメントを許さない職場づくりを推進していくことが必要である。任命権者においては、これまでも「ハラスメント防止ハンドブック」等の活用により、ハラスメントに対する職員一人ひとりの正しい理解や認識を促し、それぞれの意識を高めるとともに、相談窓口の周知など様々な取組を行ってきた。さらに、令和4年度に任命権者が実施したハラスメントに関するアンケート調査の結果を受けて、職員一人ひとりのハラスメントへの理解を深めるため、今年度から全職員を対象としたハラスメント防止研修を実施することとした。また、昨年度に引き続き、所属長向けの研修に、職場

での心理的安全性を高めるためのコミュニケーションの取り方やアンガーマネジメントの内容を含めて実施したところである。このようなハラスメント防止の取組に加え、ハラスメントが生じた場合にあっては、専用相談窓口等を通じ、関係者が迅速に問題を把握し連携を取って早期解決に導くことも含め、実効性ある取組を継続していく必要がある。

心身の不調やハラスメントの未然防止・早期発見・早期対応のためには、職員間のコミュニケーションをより積極的に行って相互に関心を払い、明るく風通しの良い職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

## ⑥ 高齢層職員

少子高齢化が進み、若年労働力人口が減少していく中、複雑化・高度化する行政課題に対応していくためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であることから、令和 5 年度から定年を段階的に 65 歳に引き上げているところである。

本市においては、現在、多くの高齢層職員が自己の能力及び経験を活かして職務に励んでいる。高齢層職員の制度のあり方については、職員の役割・貢献に応じた待遇を確保し、健康で高いモチベーションを保つつつ、その経験や技術を十分に發揮することができ、また家族の介護等をしながらでも様々な形で活躍できるよう、引き続き国や他都市の動向を注視しつつ、本市の実態を踏まえ検討していく必要がある。

## ⑦ 多様な雇用形態の職員

本市においては、社会情勢の変化や、複雑・多様化した行政需要に的確に対応するため、任期の定めのない常勤職員とともに、非常勤職員などの多様な雇用形態の職員が、責任と使命感を持ち職務にあたっており、市政運営の担い手として重要な役割を果たしている。

任命権者においては、引き続き会計年度任用職員制度等が適正かつ円滑に運用されるよう、国や他都市の動向を注視しながら、適時適切に対応していく必要がある。

また、任命権者においては、全ての職員が本市職員としての誇りや、職務に対する高い意欲とやりがいを持ちながら、安心して職務に励むことができるよう、人材確保の観点からも、それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な待遇の確保と良好な職場環境の整備に引き続き努める必

要がある。

## 9 おわりに

本年の職員の給与等に関する報告は以上のとおりである。

既に述べたとおり、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的とするものである。質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員が高いモチベーションを保ちつつ、安心して職務に励むことができるよう、市民の理解を得て、適正な勤務条件を確保していくことが重要である。このためには、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とすることが、長期的な視点において、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考える。

社会情勢が大きく変化する中で、本市職員は、複雑・多様化する行政需要に応えつつ、市民の安全・安心を確保するためにも、日々職務に全力で取り組んでいる。任命権者においては、職員への健康管理上の配慮はもとより、より一層柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備などに継続して取り組むことにより、職員のワーク・ライフ・バランスの実現等に努めていくことが必要である。そして、全ての職員が公務に対する熱意と誇りを持ちながら真摯に職務に励み、全体の奉仕者として高い倫理観と強い使命感を持って、市民の信頼と期待に応えていくことを強く希望する。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持していくものである。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

## 別紙第 2

# 勧告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

### 1 給料表及び諸手当の改定

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

#### (2) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の支給月数については、別紙第 1 報告のむすびで述べたとおり改定すること。

#### (3) 初任給調整手当

別紙第 1 報告のむすびで述べた事項を踏まえ、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当を改定すること。

#### (4) 扶養手当

別紙第 1 報告のむすびで述べた事項を踏まえ、扶養手当を改定すること。

### 2 改定の実施時期

この改定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(2)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施し、1 の(4)については、令和 7 年 4 月 1 日から段階的に実施すること。

別記

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	176,100	260,500	288,700	310,600	334,000	373,600	417,000	465,700
短時間	2	177,300	262,100	289,900	312,100	336,000	375,600	419,100	468,700
勤務職員以外の職員	3	178,600	263,400	291,100	313,500	337,900	378,000	420,900	471,500
	4	179,900	264,800	292,300	315,200	339,800	380,200	423,200	474,300
	5	181,200	266,200	293,800	316,700	341,600	382,600	425,300	476,700
	6	182,500	267,700	295,100	318,300	343,300	384,900	427,200	479,500
	7	183,800	269,100	296,400	319,900	345,200	387,300	429,100	482,300
	8	185,100	270,300	297,800	321,300	346,900	389,600	431,300	485,100
	9	186,400	271,300	299,300	322,700	349,000	392,000	433,000	487,700
	10	188,100	272,300	300,600	324,600	350,700	394,400	435,200	490,500
	11	189,800	273,300	302,000	326,400	352,400	396,500	437,400	493,600
	12	191,300	274,200	303,400	328,400	354,300	398,800	439,100	496,300
	13	192,700	275,100	305,000	329,900	355,900	401,100	440,900	498,800
	14	194,500	276,100	306,700	331,500	357,600	402,800	442,700	501,700
	15	196,300	277,100	308,500	333,400	359,500	404,700	444,500	504,300
	16	198,000	278,100	309,900	335,400	361,200	406,900	446,300	507,000
	17	199,700	279,300	311,600	337,200	363,000	408,900	447,800	509,600
	18	201,600	280,600	313,300	338,700	364,800	410,600	449,500	512,000
	19	203,400	281,700	315,100	340,300	366,600	412,300	451,000	514,300
	20	205,300	282,800	316,700	342,000	368,400	413,900	452,700	516,700
	21	207,100	284,100	318,200	343,700	370,300	415,500	454,100	518,900
	22	209,100	285,200	319,800	345,300	371,900	417,300	455,400	521,000
	23	211,000	286,500	321,700	347,000	373,500	419,100	456,600	523,000
	24	212,700	287,800	323,400	349,000	375,000	420,900	457,900	524,800
	25	214,400	289,100	324,800	350,400	376,800	422,600	459,100	526,600
	26	216,100	290,300	326,500	352,000	378,400	424,100	460,400	527,900
	27	217,800	291,500	328,200	353,700	379,800	425,600	461,500	529,300
	28	219,400	293,000	330,000	355,700	381,600	426,800	462,800	530,600
	29	221,000	294,300	331,600	357,300	383,200	428,100	463,900	531,800
	30	223,200	295,800	333,300	358,800	384,800	429,400	464,500	532,900
	31	225,400	297,300	335,200	360,200	386,400	430,500	465,100	533,900
	32	227,400	298,700	336,800	361,700	388,100	431,400	465,800	534,900
	33	229,400	300,200	338,200	363,200	389,500	432,300	466,300	535,900
	34	231,500	301,600	339,900	364,600	391,100	433,500	466,800	536,600
	35	233,600	303,300	341,800	365,900	392,700	434,700	467,100	537,300
	36	235,700	304,800	343,700	367,400	394,100	435,600	467,500	538,000
	37	237,700	306,000	345,400	369,000	395,100	436,800	467,800	538,600
	38	239,700	307,500	347,100	369,900	396,300	437,600	468,100	539,200
	39	241,800	309,100	348,700	371,100	397,300	438,400	468,400	539,700
	40	243,900	310,700	350,300	372,200	398,300	439,300	468,800	540,200
	41	245,700	312,000	351,800	373,600	399,200	439,800	469,100	540,600
	42	247,700	313,400	353,200	374,600	400,400	440,600	469,400	
	43	249,600	314,700	354,800	375,600	401,500	441,300	469,700	
	44	251,600	316,300	356,400	376,600	402,700	441,900	470,000	
	45	253,400	317,800	357,700	377,100	403,600	442,600	470,200	
	46	255,300	319,300	359,000	377,900	404,000	443,200	470,600	
	47	257,100	320,800	360,300	378,600	404,400	443,800	471,000	
	48	258,900	322,200	361,500	379,200	404,900	444,400	471,300	

49	260,300	323,600	362,800	380,100	405,400	444,800	471,500
50	261,600	325,200	363,800	380,800	406,000	445,200	
51	262,800	326,800	364,700	381,500	406,600	445,600	
52	264,000	328,400	365,700	382,100	407,300	446,000	
53	265,100	329,800	366,300	383,000	408,000	446,100	
54	266,100	331,200	367,200	383,700	408,600	446,500	
55	267,200	332,500	368,000	384,200	409,300	446,900	
56	268,300	333,800	368,900	384,900	409,900	447,200	
57	269,500	335,000	369,800	385,400	410,500	447,400	
58	270,500	336,300	370,900	386,000	411,000	448,000	
59	271,500	337,600	372,000	386,500	411,500	448,500	
60	272,500	338,800	373,000	387,000	412,100	448,900	
61	273,500	339,900	373,800	387,300	412,500	449,200	
62	274,500	341,100	374,800	387,800	413,200	449,600	
63	275,500	342,300	375,600	388,300	413,800	450,000	
64	276,500	343,400	376,400	388,900	414,300	450,300	
65	277,500	344,400	377,100	389,200	414,800	450,500	
66	278,500	345,400	377,800	389,800	415,400		
67	279,500	346,400	378,600	390,300	416,000		
68	280,500	347,400	379,300	390,900	416,500		
69	281,500	348,200	379,900	391,200	416,700		
70	282,400	349,000	380,500	391,900	417,300		
71	283,300	349,800	381,200	392,500	417,900		
72	284,200	350,600	381,900	393,000	418,400		
73	285,100	351,400	382,600	393,400	418,500		
74	285,900	352,200	383,200	394,100	419,000		
75	286,700	353,000	383,800	394,700	419,400		
76	287,500	353,700	384,400	395,300	419,900		
77	288,200	354,300	384,900	395,700	420,100		
78	288,800	354,900	385,500	396,400	420,400		
79	289,400	355,500	386,100	397,000	420,800		
80	290,000	356,100	386,700	397,600	421,200		
81	290,500	356,700	387,200	398,000	421,400		
82	291,000	357,400	387,800	398,700	421,900		
83	291,500	358,000	388,400	399,300	422,300		
84	291,900	358,600	389,100	399,900	422,800		
85	292,200	359,000	389,500	400,300	422,900		
86	292,500	359,500	390,200	401,000	423,300		
87	292,800	360,100	390,800	401,600	423,700		
88	293,100	360,700	391,400	402,300	424,100		
89	293,400	361,300	391,800	402,700	424,300		
90	293,700	361,900	392,400	403,300	424,600		
91	294,000	362,500	393,000	403,900	425,000		
92	294,300	363,000	393,700	404,500	425,400		
93	294,600	363,400	394,100	404,800	425,600		
94	294,900	364,000	394,700	405,300			
95	295,200	364,500	395,300	405,800			
96	295,500	365,100	396,000	406,300			
97	295,700	365,600	396,200	406,600			
98	296,000	366,100	396,900	407,100			
99	296,300	366,700	397,600	407,700			
100	296,600	367,300	398,300	408,300			
101	296,900	367,600	398,800	408,600			
102	297,200	368,200	399,500	409,100			
103	297,500	368,700	400,200	409,700			
104	297,800	369,300	400,800	410,300			

		105	298,100	369,600	401,300	410,700				
		106		370,200	402,000	411,200				
		107		370,700	402,600	411,800				
		108		371,300	403,300	412,400				
		109		371,700	403,800	412,900				
		110		372,200	404,500	413,400				
		111		372,700	405,100	414,000				
		112		373,300	405,800	414,600				
		113		373,700	406,300	415,100				
		114		374,300	407,000					
		115		374,900	407,600					
		116		375,400	408,300					
		117		375,900	408,800					
		118		376,500						
		119		377,100						
		120		377,600						
		121		378,100						
		122		378,500						
		123		379,100						
		124		379,600						
		125		380,000						
		126		380,600						
		127		381,200						
		128		381,700						
		129		382,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	
		221,500	261,000	280,200	294,400	319,700	360,400	393,600	444,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

**教育職給料表(1)**

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	189,500	234,900	342,000	422,500
短時間	2	191,400	236,200	343,900	424,300
勤務職員以外の職員	3	193,200	237,400	345,700	426,100
	4	194,900	238,700	347,500	427,900
	5	196,600	239,900	349,300	429,500
	6	198,900	241,100	351,100	431,200
	7	201,000	242,400	353,100	432,900
	8	203,200	243,700	355,100	434,600
	9	205,300	244,900	356,900	436,200
	10	207,700	246,300	358,900	438,000
	11	209,800	247,600	360,500	439,800
	12	212,000	249,000	362,400	441,500
	13	214,100	250,200	364,300	443,000
	14	216,400	251,800	366,100	444,800
	15	218,400	253,200	367,700	446,600
	16	220,300	254,900	369,500	448,400
	17	222,400	256,300	371,300	450,000
	18	224,600	258,700	372,800	451,800
	19	226,700	261,100	374,300	453,600
	20	228,800	263,700	376,200	455,300
	21	230,900	265,700	377,900	457,000
	22	232,100	267,800	379,700	458,800
	23	233,300	269,900	381,400	460,500
	24	234,600	272,100	383,300	462,300
	25	235,700	274,200	385,100	463,900
	26	236,800	276,600	387,000	465,400
	27	238,000	278,900	388,700	467,000
	28	239,300	281,000	390,500	468,700
	29	240,300	283,200	392,100	470,200
	30	241,600	285,100	393,800	471,700
	31	242,900	286,900	395,500	473,100
	32	244,200	288,900	397,200	474,500
	33	245,200	291,000	398,800	476,000
	34	246,500	292,800	400,200	476,700
	35	247,800	294,700	401,900	477,300
	36	249,100	296,500	403,400	477,900
	37	250,300	298,400	404,800	478,600
	38	251,600	300,500	406,200	
	39	252,900	302,500	407,500	
	40	254,200	304,400	408,900	
	41	255,400	306,200	410,100	
	42	256,500	308,500	411,600	
	43	257,600	310,400	413,000	
	44	258,700	312,100	414,500	
	45	259,800	313,800	416,000	
	46	260,800	315,900	417,500	
	47	261,800	317,800	418,900	
	48	262,800	319,800	420,400	

49		263,800	321,700	421,700
50		264,800	323,600	423,400
51		265,800	325,300	425,000
52		266,800	327,200	426,300
53		267,800	329,000	427,800
54		268,800	330,700	429,300
55		269,800	332,400	430,800
56		270,800	334,200	432,300
57		271,800	335,900	433,900
58		272,800	337,700	435,500
59		273,800	339,600	436,900
60		274,800	341,300	438,400
61		275,800	343,100	439,800
62		276,800	344,900	441,300
63		277,800	346,800	442,600
64		278,800	348,700	444,200
65		279,800	350,400	445,600
66		280,800	352,000	447,200
67		281,800	353,800	448,500
68		282,700	355,700	449,900
69		283,600	357,300	451,100
70		284,500	359,000	452,500
71		285,400	360,600	454,000
72		286,300	362,300	455,300
73		287,200	364,000	456,700
74		288,100	365,700	457,600
75		289,000	367,500	458,200
76		289,900	369,200	459,000
77		290,800	370,700	459,600
78		291,700	372,200	
79		292,600	373,600	
80		293,400	375,100	
81		294,300	376,500	
82		295,200	377,600	
83		296,100	378,700	
84		297,000	380,000	
85		297,800	381,300	
86		298,600	382,600	
87		299,400	383,900	
88		300,300	385,200	
89		301,100	386,400	
90		302,000	387,600	
91		302,800	388,900	
92		303,600	390,300	
93		304,300	391,400	
94		305,100	392,600	
95		306,100	393,800	
96		307,100	395,000	
97		307,700	396,200	
98		308,600	397,200	
99		309,400	398,200	
100		310,400	399,200	
101		311,100	400,200	
102		311,900	401,200	
103		312,700	402,200	
104		313,600	403,200	

		314,400	403,900		
105		315,300	404,800		
106		316,200	405,700		
107		316,900	406,600		
108		317,700	407,500		
109		318,300	408,400		
110		318,800	409,200		
111		319,400	410,000		
112		319,900	410,500		
113		320,400	411,300		
114		320,900	412,000		
115		321,400	412,800		
116		321,800	413,300		
117		322,300	414,000		
118		322,800	414,500		
119		323,300	415,200		
120		323,900	415,600		
121		324,400	416,000		
122		324,900	416,300		
123		325,400	416,700		
124		325,800	417,000		
125		326,200	417,500		
126		326,400	417,900		
127		326,800	418,400		
128		327,100	418,800		
129		327,500	419,200		
130		327,900	419,600		
131		328,200	419,900		
132		328,400	420,100		
133		328,600	420,300		
134		328,800	420,500		
135		329,100	420,600		
136		329,300	420,700		
137		329,500	420,800		
138		329,700	421,000		
139		329,900	421,100		
140		330,100	421,300		
141		330,300	421,500		
142		330,500	421,700		
143		330,700	421,800		
144		330,900	422,000		
145		331,200			
146		331,500			
147		331,800			
148		331,900			
149		332,100			
150		332,300			
151		332,500			
152		332,600			
153					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		241,300	279,100	335,800	419,600

備考 この表は、岡山市立高等学校に勤務する実習助手に適用する。

## 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	176,600	266,300	294,400	316,000	339,500	379,700
短時間	2	177,800	267,900	295,500	317,500	341,500	381,700
勤務職員以外の職員	3	179,100	269,200	296,700	318,900	343,400	384,100
	4	180,400	270,600	297,900	320,500	345,300	386,300
	5	181,700	272,000	299,400	322,100	347,100	388,700
	6	183,000	273,400	300,700	323,600	348,800	391,000
	7	184,300	274,800	302,000	325,200	350,700	393,400
	8	185,600	275,900	303,400	326,600	352,400	395,700
	9	187,000	276,900	304,900	328,000	354,500	398,100
	10	188,700	277,900	306,200	329,900	356,200	400,500
	11	190,400	278,900	307,600	331,700	357,900	402,600
	12	191,900	279,900	308,800	333,700	359,800	404,900
	13	193,300	280,900	310,400	335,200	361,400	407,000
	14	195,100	281,900	312,100	336,800	363,100	408,900
	15	196,900	282,900	313,900	338,700	365,000	410,900
	16	198,600	283,900	315,300	340,700	366,700	413,000
	17	200,300	284,900	317,000	342,500	368,500	414,900
	18	202,600	286,100	318,700	344,000	370,300	416,500
	19	204,800	287,200	320,500	345,600	372,100	418,200
	20	207,100	288,300	322,100	347,300	373,800	419,900
	21	209,100	289,600	323,600	349,000	375,800	421,500
	22	211,100	290,700	325,200	350,600	377,400	423,300
	23	213,100	292,000	327,100	352,300	378,900	425,000
	24	215,000	293,300	328,800	354,300	380,300	426,800
	25	217,000	294,600	330,200	355,600	382,000	428,500
	26	219,400	295,800	331,900	357,300	383,600	430,100
	27	221,600	297,000	333,600	359,000	385,100	431,500
	28	223,800	298,400	335,400	360,900	386,900	432,700
	29	226,200	299,700	337,000	362,600	388,500	433,800
	30	228,400	301,100	338,700	364,000	390,100	435,000
	31	230,500	302,600	340,600	365,300	391,700	436,200
	32	232,600	304,000	342,200	366,800	393,400	437,200
	33	234,800	305,400	343,500	368,300	394,800	438,000
	34	236,800	306,900	345,300	369,700	396,500	439,200
	35	238,900	308,600	347,200	371,000	398,000	440,400
	36	241,000	310,100	349,000	372,400	399,400	441,400
	37	243,000	311,300	350,800	373,900	400,500	442,400
	38	245,000	312,800	352,500	375,000	401,500	443,200
	39	247,000	314,400	353,900	376,200	402,500	444,000
	40	249,100	316,000	355,600	377,300	403,500	444,800
	41	251,200	317,300	357,200	378,800	404,500	445,300
	42	253,100	318,700	358,600	379,700	405,600	446,100
	43	255,000	320,000	360,100	380,700	406,700	446,800
	44	257,000	321,600	361,700	381,700	407,800	447,400
	45	258,800	323,100	362,900	382,300	408,600	448,000
	46	260,700	324,600	364,200	383,000	409,100	448,600
	47	262,500	326,100	365,500	383,700	409,600	449,200
	48	264,300	327,500	366,700	384,400	410,200	449,800

49	265,700	328,900	368,000	385,100	410,800	450,100
50	267,000	330,400	369,000	385,800	411,400	450,500
51	268,200	332,100	369,900	386,500	412,000	450,900
52	269,400	333,700	370,800	387,200	412,600	451,200
53	270,400	335,000	371,400	387,900	413,200	451,300
54	271,400	336,500	372,300	388,600	413,800	451,700
55	272,500	337,600	373,200	389,200	414,400	452,100
56	273,500	338,900	374,200	389,800	414,900	452,400
57	274,700	340,200	375,100	390,300	415,400	452,500
58	275,700	341,400	376,100	390,900	416,100	453,000
59	276,700	342,700	377,100	391,400	416,700	453,400
60	277,700	343,900	378,100	391,900	417,300	453,800
61	278,700	345,000	378,900	392,100	417,700	454,000
62	279,700	346,200	379,900	392,600	418,200	454,400
63	280,700	347,400	380,700	393,100	418,700	454,800
64	281,700	348,500	381,500	393,700	419,300	455,100
65	282,800	349,500	382,100	393,900	419,700	455,200
66	283,700	350,500	382,800	394,500	420,200	
67	284,600	351,500	383,600	395,000	420,700	
68	285,600	352,500	384,300	395,600	421,100	
69	286,500	353,200	384,800	395,900	421,500	
70	287,400	354,000	385,500	396,500	421,800	
71	288,300	354,800	386,200	397,100	422,400	
72	289,200	355,600	386,900	397,600	422,800	
73	290,100	356,300	387,500	398,000	422,900	
74	290,900	357,100	388,100	398,700	423,400	
75	291,700	357,900	388,700	399,300	423,800	
76	292,500	358,600	389,200	399,900	424,300	
77	293,200	359,200	389,600	400,200	424,500	
78	293,800	359,800	390,200	400,900	424,700	
79	294,400	360,400	390,800	401,500	425,100	
80	295,000	361,100	391,400	402,200	425,500	
81	295,500	361,500	391,800	402,600	425,700	
82	295,900	362,100	392,400	403,200	426,100	
83	296,400	362,700	393,000	403,800	426,500	
84	296,800	363,300	393,700	404,400	426,900	
85	297,100	363,600	394,000	404,800	427,000	
86	297,400	364,100	394,700	405,500	427,400	
87	297,700	364,700	395,300	406,100	427,800	
88	298,000	365,300	395,900	406,700	428,100	
89	298,300	365,800	396,200	407,000	428,200	
90	298,600	366,400	396,800	407,600	428,500	
91	298,900	367,000	397,400	408,200	428,900	
92	299,200	367,500	398,100	408,700	429,300	
93	299,500	367,800	398,400	408,800	429,400	
94	299,800	368,400	399,000	409,200		
95	300,100	368,900	399,600	409,700		
96	300,400	369,500	400,300	410,200		
97	300,600	369,900	400,400	410,400		
98	300,900	370,400	401,100	410,900		
99	301,200	371,000	401,800	411,500		
100	301,500	371,600	402,400	412,000		
101	301,800	371,800	402,800	412,200		
102	302,100	372,400	403,500	412,700		
103	302,400	372,900	404,200	413,300		
104	302,700	373,500	404,900	413,900		

		303,000	373,700	405,300	414,200	
105			374,300	406,000	414,700	
106			374,800	406,600	415,300	
107			375,400	407,200	415,900	
108			375,700	407,600	416,200	
109			376,200	408,300	416,700	
110			376,700	408,900	417,300	
111			377,200	409,600	417,900	
112			377,500	410,000	418,200	
113			378,100	410,700		
114			378,700	411,300		
115			379,200	412,000		
116			379,600	412,400		
117			380,200			
118			380,800			
119			381,300			
120			381,700			
121			382,200			
122			382,700			
123			383,200			
124			383,500			
125			384,100			
126			384,700			
127			385,200			
128			385,700			
129						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		224,300	263,900	283,200	297,200	322,800
						364,200

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、助教諭及び講師に適用する。

教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	205,500	226,300	303,800	329,500	419,200
短時間	2	207,800	228,700	305,600	331,600	420,700
勤務職員以外の職員	3	210,100	231,100	307,400	333,700	422,200
	4	212,300	233,500	309,200	335,800	423,600
	5	214,500	235,900	311,000	337,800	424,900
	6	216,800	238,300	312,800	339,900	426,300
	7	219,000	240,700	314,600	342,000	427,700
	8	221,200	243,100	316,300	344,100	429,100
	9	223,400	245,500	318,000	346,100	430,500
	10	225,600	247,100	319,800	348,200	431,900
	11	227,800	248,700	321,600	350,300	433,300
	12	230,000	250,300	323,400	352,300	434,600
	13	232,200	251,900	325,300	354,300	435,900
	14	234,300	253,400	327,100	355,800	437,300
	15	236,400	254,800	328,900	357,300	438,700
	16	238,500	256,200	330,600	358,800	440,100
	17	240,600	257,600	332,200	360,200	441,300
	18	242,400	258,800	334,100	361,600	442,600
	19	244,100	260,000	336,000	363,000	443,800
	20	245,800	261,200	337,900	364,400	445,100
	21	247,500	262,600	339,700	365,800	446,200
	22	248,800	263,800	341,700	367,100	447,300
	23	250,100	265,100	343,500	368,400	448,500
	24	251,400	266,400	345,300	369,700	449,700
	25	252,600	267,700	347,000	370,900	451,000
	26	253,700	269,600	348,700	372,200	452,200
	27	254,800	271,400	350,300	373,400	453,200
	28	255,900	273,200	351,900	374,600	454,300
	29	257,100	274,900	353,500	375,800	455,500
	30	258,400	277,100	354,800	377,000	456,300
	31	259,600	279,300	356,000	378,200	457,100
	32	260,800	281,500	357,200	379,300	458,000
	33	261,900	283,700	358,500	380,400	458,900
	34	263,100	285,900	359,900	381,600	459,400
	35	264,300	288,100	361,300	382,800	459,900
	36	265,500	290,200	362,600	383,900	460,400
	37	266,700	292,200	363,900	385,000	460,900
	38	267,900	294,100	365,300	386,200	
	39	269,100	296,000	366,700	387,400	
	40	270,300	297,800	368,000	388,500	
	41	271,500	299,600	369,300	389,600	
	42	272,600	301,500	370,700	390,800	
	43	273,700	303,300	372,000	392,000	
	44	274,800	305,000	373,300	393,100	
	45	275,800	306,700	374,600	394,200	
	46	276,600	308,500	375,800	395,400	
	47	277,400	310,200	377,000	396,600	
	48	278,200	311,800	378,200	397,800	

49	278,900	313,400	379,400	399,000
50	279,700	315,100	380,600	400,300
51	280,400	316,900	381,800	401,500
52	281,100	318,600	383,000	402,700
53	281,900	319,900	384,100	403,900
54	282,700	321,800	385,300	405,200
55	283,500	323,600	386,500	406,200
56	284,200	325,300	387,700	407,300
57	284,900	327,000	388,800	408,500
58	285,700	328,900	390,100	409,700
59	286,500	330,600	391,400	410,900
60	287,200	332,300	392,600	412,100
61	287,800	334,000	393,500	413,200
62	288,500	335,800	394,700	414,200
63	289,200	337,600	395,700	415,500
64	289,800	339,300	396,800	416,700
65	290,500	341,000	397,600	417,900
66	291,200	342,300	398,700	419,000
67	291,900	343,600	399,700	420,100
68	292,600	344,900	400,700	421,200
69	293,300	346,400	401,800	422,200
70	294,100	347,900	402,800	423,400
71	294,800	349,400	403,900	424,600
72	295,500	350,900	405,000	425,800
73	296,000	352,300	406,000	426,400
74	296,700	353,800	407,100	427,200
75	297,400	355,300	408,200	427,900
76	298,000	356,800	409,200	428,400
77	298,600	358,200	410,100	428,700
78	299,300	359,700	411,000	429,000
79	299,900	361,200	412,000	429,400
80	300,500	362,700	413,000	429,800
81	301,100	364,100	413,800	430,100
82	301,700	365,400	414,600	430,500
83	302,300	366,700	415,300	430,800
84	302,900	367,900	416,100	431,100
85	303,400	369,100	416,800	431,400
86	303,900	370,300	417,400	431,800
87	304,400	371,500	418,100	432,100
88	304,900	372,600	418,800	432,400
89	305,300	373,700	419,400	432,700
90	305,900	374,800	420,100	433,000
91	306,400	375,900	420,600	433,300
92	306,900	377,000	421,200	433,500
93	307,200	378,100	421,600	433,700
94	307,700	379,300	422,000	
95	308,200	380,400	422,300	
96	308,600	381,500	422,600	
97	309,000	382,500	422,800	
98	309,500	383,500	423,100	
99	310,000	384,400	423,400	
100	310,400	385,300	423,600	
101	310,800	386,100	423,800	
102	311,200	387,100	424,100	
103	311,600	388,000	424,400	
104	311,900	388,900	424,600	

		312,100	389,700	424,800	
105		312,400	390,600	425,100	
106		312,700	391,500	425,400	
107		312,900	392,400	425,600	
109		313,100	393,200	425,800	
110		313,300	394,200		
111		313,600	395,100		
112		313,900	396,000		
113		314,100	396,600		
114		314,300	397,500		
115		314,500	398,400		
116		314,800	399,300		
117		315,100	400,100		
118		315,300	400,800		
119		315,600	401,600		
120		315,900	402,400		
121		316,100	403,000		
122		316,300	403,700		
123		316,500	404,400		
124		316,800	405,000		
125		317,100	405,600		
126			406,300		
127			406,800		
128			407,400		
129			408,000		
130			408,600		
131			409,100		
132			409,600		
133			409,900		
134			410,200		
135			410,500		
136			410,800		
137			411,100		
138			411,400		
139			411,700		
140			412,000		
141			412,300		
142			412,600		
143			412,900		
144			413,200		
145			413,400		
146			413,700		
147			414,000		
148			414,200		
149			414,400		
150			414,700		
151			415,000		
152			415,200		
153			415,400		
154			415,700		
155			416,000		
156			416,200		
157			416,400		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		235,300	281,600	309,000	335,600
					417,500

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

## 保育幼児教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	176,600	266,300	294,400	316,000	339,500	379,700
短時間	2	177,800	267,900	295,500	317,500	341,500	381,700
勤務職員以外の職員	3	179,100	269,200	296,700	318,900	343,400	384,100
	4	180,400	270,600	297,900	320,500	345,300	386,300
	5	181,700	272,000	299,400	322,100	347,100	388,700
	6	183,000	273,400	300,700	323,600	348,800	391,000
	7	184,300	274,800	302,000	325,200	350,700	393,400
	8	185,600	275,900	303,400	326,600	352,400	395,700
	9	187,000	276,900	304,900	328,000	354,500	398,100
	10	188,700	277,900	306,200	329,900	356,200	400,500
	11	190,400	278,900	307,600	331,700	357,900	402,600
	12	191,900	279,900	308,800	333,700	359,800	404,900
	13	193,300	280,900	310,400	335,200	361,400	407,000
	14	195,100	281,900	312,100	336,800	363,100	408,900
	15	196,900	282,900	313,900	338,700	365,000	410,900
	16	198,600	283,900	315,300	340,700	366,700	413,000
	17	200,300	284,900	317,000	342,500	368,500	414,900
	18	202,600	286,100	318,700	344,000	370,300	416,500
	19	204,800	287,200	320,500	345,600	372,100	418,200
	20	207,100	288,300	322,100	347,300	373,800	419,900
	21	209,100	289,600	323,600	349,000	375,800	421,500
	22	211,100	290,700	325,200	350,600	377,400	423,300
	23	213,100	292,000	327,100	352,300	378,900	425,000
	24	215,000	293,300	328,800	354,300	380,300	426,800
	25	217,000	294,600	330,200	355,600	382,000	428,500
	26	219,400	295,800	331,900	357,300	383,600	430,100
	27	221,600	297,000	333,600	359,000	385,100	431,500
	28	223,800	298,400	335,400	360,900	386,900	432,700
	29	226,200	299,700	337,000	362,600	388,500	433,800
	30	228,400	301,100	338,700	364,000	390,100	435,000
	31	230,500	302,600	340,600	365,300	391,700	436,200
	32	232,600	304,000	342,200	366,800	393,400	437,200
	33	234,800	305,400	343,500	368,300	394,800	438,000
	34	236,800	306,900	345,300	369,700	396,500	439,200
	35	238,900	308,600	347,200	371,000	398,000	440,400
	36	241,000	310,100	349,000	372,400	399,400	441,400
	37	243,000	311,300	350,800	373,900	400,500	442,400
	38	245,000	312,800	352,500	375,000	401,500	443,200
	39	247,000	314,400	353,900	376,200	402,500	444,000
	40	249,100	316,000	355,600	377,300	403,500	444,800
	41	251,200	317,300	357,200	378,800	404,500	445,300
	42	253,100	318,700	358,600	379,700	405,600	446,100
	43	255,000	320,000	360,100	380,700	406,700	446,800
	44	257,000	321,600	361,700	381,700	407,800	447,400
	45	258,800	323,100	362,900	382,300	408,600	448,000
	46	260,700	324,600	364,200	383,000	409,100	448,600
	47	262,500	326,100	365,500	383,700	409,600	449,200
	48	264,300	327,500	366,700	384,400	410,200	449,800

49	265,700	328,900	368,000	385,100	410,800	450,100
50	267,000	330,400	369,000	385,800	411,400	450,500
51	268,200	332,100	369,900	386,500	412,000	450,900
52	269,400	333,700	370,800	387,200	412,600	451,200
53	270,400	335,000	371,400	387,900	413,200	451,300
54	271,400	336,500	372,300	388,600	413,800	451,700
55	272,500	337,600	373,200	389,200	414,400	452,100
56	273,500	338,900	374,200	389,800	414,900	452,400
57	274,700	340,200	375,100	390,300	415,400	452,500
58	275,700	341,400	376,100	390,900	416,100	453,000
59	276,700	342,700	377,100	391,400	416,700	453,400
60	277,700	343,900	378,100	391,900	417,300	453,800
61	278,700	345,000	378,900	392,100	417,700	454,000
62	279,700	346,200	379,900	392,600	418,200	454,400
63	280,700	347,400	380,700	393,100	418,700	454,800
64	281,700	348,500	381,500	393,700	419,300	455,100
65	282,800	349,500	382,100	393,900	419,700	455,200
66	283,700	350,500	382,800	394,500	420,200	
67	284,600	351,500	383,600	395,000	420,700	
68	285,600	352,500	384,300	395,600	421,100	
69	286,500	353,200	384,800	395,900	421,500	
70	287,400	354,000	385,500	396,500	421,800	
71	288,300	354,800	386,200	397,100	422,400	
72	289,200	355,600	386,900	397,600	422,800	
73	290,100	356,300	387,500	398,000	422,900	
74	290,900	357,100	388,100	398,700	423,400	
75	291,700	357,900	388,700	399,300	423,800	
76	292,500	358,600	389,200	399,900	424,300	
77	293,200	359,200	389,600	400,200	424,500	
78	293,800	359,800	390,200	400,900	424,700	
79	294,400	360,400	390,800	401,500	425,100	
80	295,000	361,100	391,400	402,200	425,500	
81	295,500	361,500	391,800	402,600	425,700	
82	295,900	362,100	392,400	403,200	426,100	
83	296,400	362,700	393,000	403,800	426,500	
84	296,800	363,300	393,700	404,400	426,900	
85	297,100	363,600	394,000	404,800	427,000	
86	297,400	364,100	394,700	405,500	427,400	
87	297,700	364,700	395,300	406,100	427,800	
88	298,000	365,300	395,900	406,700	428,100	
89	298,300	365,800	396,200	407,000	428,200	
90	298,600	366,400	396,800	407,600	428,500	
91	298,900	367,000	397,400	408,200	428,900	
92	299,200	367,500	398,100	408,700	429,300	
93	299,500	367,800	398,400	408,800	429,400	
94	299,800	368,400	399,000	409,200		
95	300,100	368,900	399,600	409,700		
96	300,400	369,500	400,300	410,200		
97	300,600	369,900	400,400	410,400		
98	300,900	370,400	401,100	410,900		
99	301,200	371,000	401,800	411,500		
100	301,500	371,600	402,400	412,000		
101	301,800	371,800	402,800	412,200		
102	302,100	372,400	403,500	412,700		
103	302,400	372,900	404,200	413,300		
104	302,700	373,500	404,900	413,900		

		303,000	373,700	405,300	414,200	
105			374,300	406,000	414,700	
106			374,800	406,600	415,300	
107			375,400	407,200	415,900	
108			375,700	407,600	416,200	
109			376,200	408,300	416,700	
110			376,700	408,900	417,300	
111			377,200	409,600	417,900	
112			377,500	410,000	418,200	
113			378,100	410,700		
114			378,700	411,300		
115			379,200	412,000		
116			379,600	412,400		
117			380,200			
118			380,800			
119			381,300			
120			381,700			
121			382,200			
122			382,700			
123			383,200			
124			383,500			
125			384,100			
126			384,700			
127			385,200			
128			385,700			
129						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		224,300	263,900	283,200	297,200	322,800
						364,200

備考 この表は、幼保連携型認定こども園その他人事委員会規則で定めるものに勤務する園長、副園長、保育教諭その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
短時間	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
勤務職員以外の職員	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	
	37	388,100	442,300	491,500	549,800	
	38	389,600	443,700	493,200	551,400	
	39	391,100	445,100	495,000	552,800	
	40	392,600	446,500	496,800	554,400	
	41	394,100	447,900	498,400	555,900	
	42	394,800	449,300	500,200	557,300	
	43	395,400	450,700	502,000	558,700	
	44	396,100	452,100	503,600	560,000	
	45	397,000	453,500	505,000	561,200	
	46	397,600	454,900	506,700	562,200	
	47	398,200	456,300	508,500	563,200	
	48	398,800	457,700	510,200	564,200	

49	399,400	459,100	511,700	565,200	
50	399,900	460,800	513,000	566,100	
51	400,400	462,400	514,300	567,000	
52	400,900	464,000	515,600	567,900	
53	401,400	465,600	516,600	568,700	
54	401,800	466,800	517,900	569,600	
55	402,200	468,000	519,200	570,500	
56	402,600	469,100	520,500	571,400	
57	403,000	470,100	521,500	572,300	
58	403,400	471,100	522,300	573,200	
59	403,800	472,000	523,100	574,100	
60	404,200	472,800	523,900	574,800	
61	404,600	473,500	524,800	575,700	
62	405,000	474,200	525,600	576,600	
63	405,400	474,900	526,400	577,500	
64	405,800	475,500	527,100	578,400	
65	406,100	476,200	527,900	579,300	
66		476,900	528,700		
67		477,500	529,400		
68		478,100	530,300		
69		478,400	531,200		
70		479,000	532,000		
71		479,700	532,900		
72		480,400	533,800		
73		480,800	534,600		
74		481,400	535,500		
75		482,100	536,400		
76		482,800	537,100		
77		483,200	537,900		
78		483,800	538,800		
79		484,400	539,700		
80		484,900	540,600		
81		485,400	541,400		
82		485,900	542,300		
83		486,400	543,200		
84		486,900	544,100		
85		487,300	544,900		
86		487,800	545,800		
87		488,200	546,700		
88		488,700	547,600		
89		489,200	548,400		
90		489,800			
91		490,400			
92		490,800			
93		491,300			
94		491,900			
95		492,500			
96		493,000			
97		493,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300
					573,800

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

## 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	181,500	224,200	252,600	274,100	301,900	340,100	378,900	444,100
短時間	2	182,900	225,600	253,600	275,100	303,300	341,600	381,300	446,400
勤務職員以外の職員	3	184,400	226,700	254,600	276,000	304,600	343,400	383,800	448,800
	4	185,800	227,700	255,700	276,900	305,700	344,900	386,400	450,800
	5	187,000	228,700	256,600	277,800	307,200	346,400	388,700	452,600
	6	189,000	229,700	257,800	278,800	308,800	348,100	391,300	454,900
	7	190,800	230,700	258,800	279,700	310,300	350,000	393,800	457,000
	8	192,800	231,700	259,800	280,600	311,900	351,600	396,400	459,100
	9	194,700	232,700	260,900	281,500	313,300	353,200	398,500	461,500
	10	196,800	234,000	262,100	282,400	315,000	355,200	400,900	463,600
	11	198,900	235,200	263,200	283,300	316,400	356,800	403,300	465,700
	12	201,000	236,400	264,300	284,200	318,100	358,500	405,600	467,800
	13	202,800	237,500	265,400	285,200	319,600	360,100	407,700	469,900
	14	205,100	238,600	266,300	286,200	321,000	361,800	409,900	471,100
	15	207,400	239,700	267,200	287,200	322,300	363,500	412,000	471,900
	16	209,800	240,800	268,100	288,200	323,900	365,100	414,000	473,000
	17	212,200	241,800	269,000	289,200	325,700	366,800	415,800	474,100
	18	214,300	242,900	269,900	290,200	327,200	368,700	417,800	475,200
	19	216,300	244,000	270,800	291,200	328,900	370,500	419,700	476,200
	20	218,400	245,100	271,700	292,200	330,400	372,300	421,400	477,300
	21	220,300	246,000	272,600	293,200	332,000	373,800	423,200	478,300
	22	221,700	247,000	273,500	294,500	333,600	375,800	424,700	479,400
	23	222,600	248,000	274,400	295,800	335,100	377,800	426,100	480,400
	24	223,500	249,000	275,300	297,100	336,700	379,700	427,600	481,500
	25	224,400	249,900	276,200	298,400	338,300	381,300	429,000	482,500
	26	225,300	250,900	277,200	299,700	340,100	383,000	430,200	483,600
	27	226,200	251,900	278,200	301,000	341,500	384,700	431,400	484,800
	28	227,100	252,900	279,200	302,300	343,000	386,600	432,400	485,900
	29	228,000	253,900	280,200	303,600	344,600	388,200	433,400	487,000
	30	228,900	254,900	281,200	304,900	346,100	389,800	434,300	487,900
	31	229,800	255,900	282,200	306,200	347,600	391,500	435,200	488,800
	32	230,700	256,900	283,200	307,500	349,000	393,000	436,100	489,600
	33	231,500	257,900	284,200	308,800	350,600	394,200	437,000	490,400
	34	232,300	258,900	285,200	310,100	352,200	395,400	437,900	491,100
	35	233,100	259,900	286,200	311,400	354,000	396,700	438,700	491,800
	36	233,900	260,900	287,200	312,700	355,500	397,700	439,500	492,500
	37	234,600	261,900	288,300	314,000	356,900	398,600	440,300	493,200
	38	235,400	262,800	289,400	315,300	358,600	399,800	440,800	
	39	236,200	263,700	290,400	316,600	360,100	401,000	441,100	
	40	237,100	264,600	291,500	317,900	361,700	402,000	441,500	
	41	237,600	265,500	292,700	319,100	363,100	402,800	441,700	
	42	238,200	266,300	293,900	320,300	364,300	403,500	442,000	
	43	238,700	267,100	295,100	321,500	365,400	404,200	442,300	
	44	239,300	267,900	296,300	322,700	366,600	404,900	442,600	
	45	239,900	268,700	297,500	323,700	367,600	405,200	442,800	
	46	240,400	269,500	298,700	324,900	368,700	405,600	443,000	
	47	240,900	270,300	299,900	326,100	369,900	406,000	443,200	
	48	241,400	271,100	301,100	327,300	370,900	406,400	443,500	

49	241,900	271,900	302,000	328,500	371,800	406,800	443,700	
50	242,300	272,700	303,300	329,400	372,700	407,100	443,900	
51	242,700	273,500	304,600	330,600	373,600	407,400	444,300	
52	243,100	274,300	305,900	331,600	374,400	407,700	444,700	
53	243,400	275,100	306,800	332,300	374,900	407,900	444,800	
54	243,700	275,900	308,000	333,300	375,700	408,200		
55	244,000	276,700	309,300	334,200	376,400	408,500		
56	244,300	277,500	310,600	335,200	377,100	408,800		
57	244,600	278,300	311,700	335,900	377,700	409,100		
58	244,900	279,100	313,000	336,700	378,500	409,400		
59	245,200	279,900	314,100	337,500	379,300	409,500		
60	245,500	280,700	315,200	338,400	380,000	409,900		
61	245,800	281,400	316,100	339,200	380,400	410,000		
62	246,100	282,200	317,100	339,700	381,100	410,200		
63	246,400	283,000	318,100	340,300	381,700	410,500		
64	246,700	283,800	319,100	341,000	382,200	410,800		
65	247,000	284,500	320,000	341,500	382,700	410,900		
66	247,300	285,300	320,800	342,200	383,200			
67	247,600	286,100	321,400	342,800	383,700			
68	247,900	286,900	322,200	343,500	384,100			
69	248,200	287,600	322,900	343,900	384,300			
70	248,500	288,400	323,600	344,500	384,700			
71	248,800	289,100	324,200	345,100	384,900			
72	249,100	289,700	325,000	345,700	385,200			
73	249,400	290,300	325,700	346,100	385,500			
74	249,700	290,900	326,200	346,700	385,800			
75	250,000	291,400	326,700	347,300	386,000			
76	250,300	291,900	327,300	347,900	386,200			
77	250,600	292,400	327,700	348,200	386,400			
78	250,900	292,900	328,300	348,600	386,600			
79	251,200	293,300	328,700	349,100	386,800			
80	251,500	293,700	329,200	349,500	387,000			
81	251,600	294,100	329,700	349,900	387,200			
82	251,700	294,500	330,200	350,300	387,400			
83	252,000	294,900	330,700	350,600	387,600			
84	252,300	295,200	331,200	350,900	387,900			
85	252,400	295,400	331,600	351,100	388,200			
86		295,500	332,000	351,400				
87		295,700	332,300	351,700				
88		296,000	332,700	352,000				
89		296,400	333,000	352,300				
90		296,600	333,400	352,600				
91		296,900	333,800	352,900				
92		297,200	334,200	353,200				
93		297,500	334,600	353,500				
94		297,800	335,000	353,900				
95		298,100	335,300	354,200				
96		298,400	335,700	354,500				
97		298,800	335,800	354,800				
98		299,000	336,000	355,000				
99		299,300	336,300	355,200				
100		299,600	336,600	355,400				
101		299,900	336,700	355,600				
102		300,200	337,000	355,800				
103		300,500	337,300	356,000				
104		300,800	337,600	356,200				

	105		301,000	337,700	356,500			
	106			338,000				
	107			338,300				
	108			338,600				
	109			338,800				
	110			339,000				
	111			339,400				
	112			339,800				
	113			340,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		194,800	217,900	249,400	261,400	287,000	327,700	369,600
								430,900

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、臨床検査技師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	197,500	229,000	269,500	287,400	306,400	340,100	380,900
短時間	2	198,900	231,200	270,500	288,000	307,500	342,000	383,600
勤務職員以外の職員	3	200,500	233,400	271,500	288,800	308,600	343,600	386,200
	4	201,800	235,700	272,500	289,500	309,700	345,400	388,800
	5	203,200	237,900	273,400	290,000	310,800	347,200	391,000
	6	204,700	240,200	274,300	290,700	311,900	349,000	393,400
	7	206,300	242,400	275,200	291,300	313,000	350,600	395,700
	8	207,800	244,500	276,100	291,900	314,100	352,300	398,100
	9	209,000	246,400	276,900	292,600	315,300	353,900	400,100
	10	210,700	247,300	277,700	293,300	316,500	355,800	402,500
	11	212,600	248,400	278,500	294,000	317,700	357,500	404,700
	12	214,600	249,500	279,100	294,700	319,100	359,400	406,800
	13	216,200	250,300	279,900	295,400	320,400	361,200	408,900
	14	218,600	251,300	280,600	296,100	321,600	363,200	410,900
	15	220,800	252,300	281,300	296,800	322,800	365,100	413,100
	16	223,200	253,200	282,000	297,500	324,100	367,200	415,300
	17	226,000	254,200	282,300	298,200	325,500	369,100	417,100
	18	228,300	255,200	283,000	298,800	326,800	371,000	418,900
	19	230,500	256,200	283,700	299,400	328,100	372,900	420,700
	20	232,800	257,200	284,400	300,000	329,400	374,900	422,500
	21	235,000	257,900	285,100	300,600	330,700	376,800	424,300
	22	237,000	258,800	285,800	301,400	331,900	378,800	425,900
	23	238,700	259,700	286,500	302,200	333,000	380,700	427,400
	24	240,400	260,600	287,200	303,000	334,100	382,800	429,000
	25	241,900	261,500	287,900	303,800	335,300	384,500	430,500
	26	242,800	262,500	288,700	304,800	336,500	386,400	431,900
	27	243,700	263,500	289,500	306,000	337,600	388,300	433,200
	28	244,700	264,500	290,300	307,200	338,800	390,200	434,400
	29	245,300	265,600	291,100	308,200	340,000	392,000	435,300
	30	246,300	266,500	291,800	309,400	341,300	393,700	436,600
	31	247,300	267,400	292,500	310,600	342,700	395,300	437,700
	32	248,400	268,300	293,200	311,800	344,000	397,200	438,800
	33	249,400	269,200	293,900	313,000	345,300	398,800	440,000
	34	250,300	269,900	294,700	314,200	346,800	400,300	441,300
	35	251,200	270,600	295,500	315,300	348,400	401,800	442,600
	36	252,100	271,300	296,300	316,500	349,800	403,300	443,900
	37	252,800	272,000	297,200	317,700	351,400	404,900	445,000
	38	253,600	272,700	298,000	318,800	352,800	406,500	446,100
	39	254,400	273,400	298,800	319,800	354,100	407,900	447,200
	40	255,200	274,100	299,700	321,000	355,800	409,300	448,200
	41	255,800	274,600	300,700	322,000	357,300	410,700	449,100
	42	256,600	275,300	301,800	323,100	358,800	412,100	449,700
	43	257,400	276,000	302,900	324,300	360,300	413,500	450,200
	44	258,100	276,700	304,000	325,400	361,900	414,700	450,900
	45	258,800	277,400	305,100	326,600	363,100	415,600	451,400
	46	259,500	278,100	306,200	327,600	364,500	416,900	451,900
	47	260,200	278,800	307,300	328,900	365,900	418,100	452,500
	48	260,900	279,500	308,400	330,000	367,300	419,300	453,200

49	261,600	280,200	309,400	330,800	368,600	420,400	453,900
50	262,300	280,900	310,300	332,200	369,700	421,700	454,400
51	263,000	281,600	311,300	333,500	370,900	422,800	454,900
52	263,700	282,300	312,200	334,700	371,900	424,000	455,400
53	264,400	283,000	313,200	336,000	373,000	424,900	456,000
54	265,100	283,700	314,300	337,200	374,100	426,000	456,400
55	265,800	284,400	315,200	338,500	375,200	427,000	456,900
56	266,500	285,200	316,300	339,800	376,300	428,000	457,400
57	267,200	286,000	317,400	341,000	377,200	428,800	458,000
58	267,900	287,000	318,400	342,200	378,200	429,300	
59	268,600	288,000	319,600	343,400	379,100	429,800	
60	269,300	289,000	320,700	344,700	380,000	430,400	
61	270,000	290,000	321,400	345,700	380,700	430,900	
62	270,700	290,800	322,600	347,100	381,400	431,300	
63	271,400	291,600	323,900	348,300	382,200	431,900	
64	272,000	292,400	325,100	349,600	382,900	432,500	
65	272,600	293,200	326,100	350,700	383,500	433,000	
66	273,200	294,200	327,300	351,900	383,900	433,500	
67	273,800	295,200	328,500	352,800	384,300	434,000	
68	274,400	296,200	329,700	353,700	384,700	434,500	
69	275,000	297,200	330,600	354,600	385,100	435,000	
70	275,600	298,200	331,700	355,500	385,500		
71	276,200	299,200	332,800	356,500	385,800		
72	276,800	300,200	333,900	357,500	386,100		
73	277,400	301,100	335,000	358,300	386,400		
74	278,000	302,100	336,100	359,400	386,700		
75	278,600	303,100	337,300	360,300	386,900		
76	279,200	304,100	338,400	361,200	387,100		
77	279,800	305,100	339,500	362,000	387,200		
78	280,400	306,000	340,700	362,800	387,400		
79	281,000	306,900	341,800	363,600	387,600		
80	281,600	307,800	342,900	364,300	387,900		
81	282,200	308,700	343,900	364,800	388,000		
82	282,800	309,500	344,900	365,300	388,200		
83	283,400	310,500	345,900	365,800	388,500		
84	284,000	311,600	346,900	366,300	388,800		
85	284,600	312,300	347,700	366,800	388,900		
86	285,200	313,300	348,700	367,300	389,200		
87	285,800	314,300	349,600	367,900	389,500		
88	286,400	315,400	350,500	368,400	389,800		
89	287,100	316,500	351,500	368,700	390,000		
90	287,800	317,500	352,300	369,300	390,300		
91	288,500	318,600	352,900	369,700	390,600		
92	289,100	319,800	353,600	370,200	390,900		
93	289,700	320,900	354,200	370,600	391,300		
94	290,400	321,600	354,800	370,800			
95	290,900	322,400	355,400	371,000			
96	291,600	323,200	356,000	371,200			
97	292,200	323,800	356,400	371,500			
98	292,900	324,400	356,900	371,700			
99	293,500	325,100	357,400	372,000			
100	294,200	325,700	357,800	372,400			
101	294,500	326,100	358,200	372,600			
102	295,200	326,700	358,700	372,800			
103	295,800	327,300	359,000	373,000			
104	296,300	327,800	359,400	373,200			

105	296,800	328,200	359,800	373,500		
106	297,200	328,600	360,200	373,700		
107	297,600	329,000	360,600	373,900		
108	298,100	329,400	361,100	374,100		
109	298,500	329,700	361,600	374,300		
110	298,800	330,100	362,000	374,500		
111	299,200	330,500	362,500	374,700		
112	299,600	330,800	363,000	374,900		
113	299,800	331,100	363,500	375,200		
114	300,200	331,500	364,000			
115	300,500	331,800	364,500			
116	300,900	332,100	364,900			
117	301,200	332,200	365,200			
118	301,600	332,500	365,700			
119	302,000	332,800	366,200			
120	302,300	333,100	366,600			
121	302,600	333,200	366,900			
122	303,000	333,600	367,400			
123	303,400	333,900	367,800			
124	303,700	334,300	368,300			
125	303,800	334,500	368,600			
126	304,100	334,700				
127	304,500	335,000				
128	304,900	335,200				
129	305,000	335,400				
130	305,400	335,700				
131	305,800	336,000				
132	306,100	336,400				
133	306,200	336,700				
134	306,500	337,000				
135	306,900	337,400				
136	307,200	337,800				
137	307,300	338,100				
138	307,700	338,500				
139	308,100	338,900				
140	308,400	339,300				
141	308,500	339,600				
142	308,800	339,900				
143	309,100	340,300				
144	309,400	340,600				
145	309,500	340,800				
146	309,700	341,200				
147	310,000	341,600				
148	310,300	342,000				
149	310,500	342,300				
150	310,800	342,700				
151	311,100	343,000				
152	311,400	343,400				
153	311,700	343,700				
154	312,000					
155	312,300					
156	312,600					
157	312,900					
158	313,200					
159	313,500					
160	313,800					

	161	314,100						
	162	314,400						
	163	314,700						
	164	315,000						
	165	315,400						
	166	315,700						
	167	316,000						
	168	316,300						
	169	316,600						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
		円 240,500	円 260,900	円 268,200	円 277,000	円 293,800	円 330,800	

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。



# 參 考 資 料



# 目 次

## 参考資料

1 職員給与関係 .....	1
令和 6 年 職員給与実態調査の概要 .....	2
第 1 表 給料表別平均給与月額等 .....	4
第 2 表 給料表別、級別、号給別職員数 .....	6
第 3 表 給料表別、級別、年齢別職員数 .....	20
第 4 表 扶養手当の支給状況 .....	28
第 5 表 住居手当の支給状況 .....	28
第 6 表 通勤手当の支給状況 .....	29
第 7 表 管理職手当の支給状況 .....	30
2 民間給与関係 .....	31
令和 6 年 職種別民間給与実態調査の概要 .....	32
第 8 表 産業別、企業規模別調査事業所数 .....	33
第 9 表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等 .....	34
第 10 表 民間における初任給の改定状況 .....	43
第 11 表 職種別、学歴別初任給 .....	43
第 12 表 民間における給与改定の状況 .....	44
第 13 表 民間における定期昇給の実施状況 .....	44
第 14 表 民間における家族手当の支給状況 .....	45
第 15 表 民間における通勤手当の支給状況 .....	46
第 16 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 .....	46
第 17 表 民間における特別給の支給状況 .....	46
第 18 表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較) .....	47
第 19 表 公民給与比較における役職段階の対応関係 .....	48
3 生計費関係 .....	49
令和 6 年 4 月の標準生計費算定方法 .....	50
第 20 表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和 6 年 4 月) .....	50
4 労働経済関係 .....	51
第 21 表 労働経済指標 .....	52



# 1 職員給与關係

# 1 職員給与関係

## 令和 6 年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的

この調査は、本市職員の給与の実態を把握し、給与に関する基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査期日

令和 6 年 4 月 1 日

### (3) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- ①技能労務職員
- ②企業職員
- ③臨時的任用職員
- ④任期付職員
- ⑤会計年度任用職員
- ⑥調査期日現在短時間勤務職員（再任用職員以外のものに限る。）
- ⑦調査期日現在休職中の職員
- ⑧調査期日現在休業中の職員
- ⑨調査期日現在在籍専従の許可を受けている職員
- ⑩調査期日現在停職、減給中の職員
- ⑪調査期日現在派遣されている職員

### (4) 分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は別表のとおりである。

### (5) 調査事項

給料表適用職員数、給与額、年齢、経験年数、学歴等について調査した。

### (6) 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事部人事課及び給与課並びに教育委員会事務局学校教育部教職員課及び教育総務部教育給与課の協力を得た。

別 表

給 料 表	適 用 職 員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
教育職給料表（1）	岡山市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、実習教諭、助教諭及び実習助手等
教育職給料表（2）	幼稚園に勤務する園長、教諭、助教諭及び講師
教育職給料表（3）	岡山市立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師等
保育幼児教育職給料表	幼保連携型認定こども園等に勤務する園長、副園長及び保育教諭等
医療職給料表（1）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（2）	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士及び臨床検査技師等
医療職給料表（3）	保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師等
教育職給料表（一） [岡山県]	岡山市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭及び講師等で岡山市の教育職給料表（1）の適用を受ける者以外の職員

第1表 紙料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	平均給							
		性別構成比							
		男	女	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	単身赴任手当
人	%	%	円	円	円	円	円	円	円
行政職給料表	3,555	73.7	26.3	340,625	11,329	11,245	6,401	13,883	93
教育職給料表（1）	1	*	*	*	*	*	*	*	*
教育職給料表（2）	89	0.0	100.0	364,424	4,994	11,457	4,174	12,506	0
教育職給料表（3）	2,737	43.9	56.1	360,908	7,179	11,208	7,068	6,275	0
保育幼児教育職給料表	598	4.5	95.5	318,320	4,109	9,826	6,476	5,117	0
医療職給料表（1）	6	33.3	66.7	570,347	2,167	102,349	4,500	67,167	0
医療職給料表（2）	48	33.3	66.7	346,300	6,000	10,743	8,667	5,808	0
医療職給料表（3）	104	1.0	99.0	280,693	1,827	8,476	11,677	0	0
教育職給料表（一） 〔岡山県〕	29	48.3	51.7	414,424	8,017	12,793	8,379	4,021	0
計	7,167	54.2	45.8	346,475	8,867	11,154	6,735	9,976	46
公民給与比較 対象職員	2,631	68.4	31.6	347,885	10,141	11,515	6,337	16,323	103

- (注) 1 「給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
 2 「その他手当」は、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当である。  
 3 「平均年齢」及び「平均経験年数」は、10進法により表示している。（第3表について同じ。）  
 4 「公民給与比較対象職員」は、行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者及び60歳超の職員を除いた事務職員及び技術職員である。  
 5 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。（第2表について同じ。）  
 6 教育職給料表（1）については、職員数が1人であるため、「\*」としている。また、第2表、第3表、第7表は省略している。  
 7 再任用職員は含まれていない。（以下第7表までについて同じ。）

与 月	額			合計	平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別構成比			
	小計	通勤手当	その他 手当				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
円 39	円 383,615	円 7,750	円 0	円 391,365	歳 42.5	年 20.1	% 81.0	% 4.5	% 14.1	% 0.5
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
0	397,555	7,643	0	405,198	42.8	20.4	92.1	7.9	0.0	0.0
280	392,918	7,936	5,275	406,129	40.3	17.6	98.6	1.4	0.0	0.0
0	343,848	7,743	0	351,591	39.1	17.4	59.4	40.6	0.0	0.0
197,200	943,730	6,588	0	950,318	57.8	32.5	100.0	0.0	0.0	0.0
2,771	380,289	6,050	0	386,339	46.0	22.8	72.9	27.1	0.0	0.0
0	302,673	7,107	0	309,780	32.7	9.9	90.4	9.6	0.0	0.0
0	447,634	7,049	7,759	462,442	50.1	25.9	100.0	0.0	0.0	0.0
310	383,563	7,793	2,046	393,402	41.3	18.8	86.2	6.6	7.0	0.2
40	392,344	7,348	0	399,692	43.6	21.1	84.4	4.9	10.1	0.5

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

## その1 行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								1
5								
6								
7		1					1	
8								
9	4							
10								
11								
12	7							
13	4							2
14								
15								
16	5							3
17	1	1						
18								
19	2				1			
20	9	2			2			
21	1	1						
22		2						
23	1		2					
24	3	11	3					
25	2	6	2					
26		15	3					
27		2	2					
28	4	23	8	1				
29	65	13	7	1				
30	1	10	7					
31	3	20	9					
32	58	31	4	1			1	
33	20	10	5	2				
34	2	14	10	1				
35	2	18	9	1				
36	50	26	2	1				
37	12	13	11	3				
38	1	5	12					
39	18	19	4	4				
40	31	13	9	3				
41	13	8	10	6	1	14		
42	3	15	9	3	1	27		
43	21	26	6	8	1	15		
44	25	16	7	3	2	8		
45	9	22	6	1	4	8		
46	26	15	16	1	4	11		
47	3	10	10	7	4	15		
48	16	5	9	3	3	16		
49	25	22	15	4	8	6		
50	15	8	5	3	2	19		
51	11	18	6	15	10	12		
52	20	6	10	13	6	8		
53	34	10	10	5	6	11		
54	17	7	7	7	12	10		
55	8	9	6	28	12	3		
56	19	1	25	5	7	5		
57	33	8	11	2	5	7		
58	37	3	8	32	12	4		
59	7	2	18	4	6	3		
60	11	8	15	3	7	4		
61	28	5	3	17	7	1		
62	25	2	9	7	13	2		
63	5	2	16	12	14	1		
64	18	2	10		9	1		
65	17	4	9	3	5	1		
66	6	2	23	15	10			
67	11	2	6	16	17			
68		1	4	3	5			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
69	人 9	人 3	人 13	人 2	人 9	人 人	人 人	人 人
70	2		8	12	8			
71	2	1	9	16	13			
72	4	1	4		4			
73	3	1	13	3	12			
74	6	1	12	17	12			
75	4	2	12	5	12			
76	1	2	8	4	5			
77	8	1	10	5	15			
78			20	11	15			
79		2	8	10	18			
80	2	1	10	8	12			
81	4		7	4	6			
82	1	1	8	12	12			
83	1	4	13	11	9			
84	2	3	9	7	10			
85	1	4	4	4	8			
86	1		13	10	10			
87	1	1	18	8	5			
88	4		11	5	6			
89			1	7	5	4		
90			1	12	10	8		
91	1	4	13	7	3			
92	2		7	6	4			
93				7	7	12		
94	1			11	10			
95	1	1	13	4				
96			1	5	7			
97	2	1	5	6				
98	2	2	9	6				
99			2	11	4			
100	2		5	6				
101	1			6	4			
102	3	2	9	7				
103			3	11	9			
104	3	1	4	9				
105	21	1	15	1				
106		2	5	4				
107		1	6	6				
108			10	1				
109		1	4					
110			2	1				
111			11	1				
112		2	2	3				
113		4	5	2				
114		1	5					
115		1	7					
116			3					
117			10					
118		1						
119		1						
120								
121		1						
122		1						
123		1						
124								
125		1						
126								
127								
128		1						
129		7						
計	864	569	829	529	426	242	68	28
構成比	24.3%	16.0%	23.3%	14.9%	12.0%	6.8%	1.9%	0.8%

適用職員数 3,555人

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。 (以下本表について同じ。)

その2 教育職給料表（2）

級 号給	1	2	3	4	5	6
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29	2					
30						
31						
32						
33	2					
34						
35						
36	1					
37						
38	2	1				
39						
40				1		
41			1	1		
42			1			
43			1			
44	1			1		
45			1			
46			1		1	
47			1			
48			1			1
49						
50				1		
51				2		
52	1					
53			4			
54	1	1				
55				1		
56					1	
57						
58	2		1	2		
59						
60						
61						
62					1	
63			2	1		
64	1			2	1	
65			1	1		
66	1			1		
67			2			
68				1		

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
69					1	
70				1		
71		1				
72	1		1			
73						
74				1		
75			1			
76			1	1		
77			2			
78						
79						
80						
81			1			
82					1	
83					1	
84					1	
85			1			
86				1		
87						
88						
89						1
90						
91						
92						
93					18	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100			1			
101				1		
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計	15	20	22	11	21	0
構成比	16.9%	22.5%	24.7%	12.4%	23.6%	-

適用職員数	89人
-------	-----

その3 教育職給料表（3）

級号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		76			
18					
19		5			
20		61			
21		20			
22		4			
23		2			
24		21			25
25		12			21
26		9			12
27		62			10
28		79			10
29		9			16
30		9			4
31		4			3
32		11			
33		17			2
34		17			4
35		70			2
36		59			2
37		8			12
38		7			
39		6			
40		13			
41		3			
42		58			
43		6			
44		25			
45		3			
46		24			
47		2			
48		15			
49		9			
50		36			
51		14			
52		12			
53		15			
54		12			
55		45			
56		40			
57		5			
58		15			
59		4			
60		24			
61		11			
62		42			
63		6			
64		19	1		
65		12			
66		20			
67		19			
68		11			
69		7	2	1	
70		10	3	1	
71		19		1	
72		36			
73		29	1	1	
74		11			
75		8			
76		15		2	
77		19		3	
78		17		1	
79		14		1	
80		14		1	

級号給	1	2	特2	3	4
81	人	16	3	1	人
82		14	1	4	
83		14	2	1	
84		7	1		
85		7	2	3	
86		9	1	3	
87		11	1	6	
88		17	1	2	
89		10	3	4	
90		24	1	2	
91		9	1	7	
92		7	1	13	
93		11	5	96	
94		13	3		
95		8	4		
96		7			
97		13	2		
98		13	5		
99		17	4		
100		14	1		
101		4	4		
102		12	2		
103		13	1		
104		22			
105		10			
106		10	1		
107		4			
108		16	1		
109		18	24		
110		19			
111		24			
112		19			
113		17			
114		18			
115		10			
116		10			
117		13			
118		14			
119		15			
120		11			
121		5			
122		9			
123		10			
124		9			
125		11			
126		8			
127		11			
128		8			
129		14			
130		9			
131		9			
132		10			
133		11			
134		8			
135		12			
136		6			
137		12			
138		13			
139		6			
140		13			
141		5			
142		13			
143		15			
144		10			
145		4			
146		19			
147		12			
148		19			
149		13			
150		26			
151		37			
152		44			
153		45			
154		23			
155		32			
156		28			
157		32			
計	0	2,378	83	153	123
構成比	—	86.9%	3.0%	5.6%	4.5%

適用職員数	2,737人
-------	--------

その4 保育幼児教育職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		2				
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21		2				
22						
23		1				
24		2				
25						
26		1				
27	2	4				
28		7				
29	26					
30		2				
31	19	4				
32	15	6				
33						
34	11	4				1
35	1	5				
36	4	14				
37	5	2	1			3
38	9	4	2			
39	6	3				
40	4	5				1
41	4		1			1
42	1	4	2			1
43	5	4	1			1
44	3	3	2		1	2
45	2	2				
46	3	4	1			
47	6	5	2			
48	4	4	2			
49	3	6	6			
50	4	7				
51	2	3	1			
52	2	1	2			
53	3	5	1			
54	6	2				
55	2	2	2	1		
56	1	2	3		1	
57	6	4	3			
58	8	2	3	1		2
59	1	3	6			
60		6	2			
61	4	2	3			
62	2	4	5		2	
63	1	5	2		1	
64		1	1		4	
65	3	2	4	1	2	
66			3			
67	8	3	4		5	
68		1	4	1	7	

級 号	1	2	3	4	5	6
69	人	人	人	人	人	人
70		2	4	1	2	
71		2	1		1	
72		2	3	3	2	
73			2	1		
74			5	2	1	
75			3	4		
76	1	1	2	1		
77			1	2	1	
78			1		1	
79			2	3	2	
80			2		2	
81			2	1	1	
82			1	6		
83			5	1		
84			2	3	1	
85			2	1		
86		1	2	4		
87			3	1		
88			3	1	1	
89				2		
90			6	6	1	
91			1			
92			1			
93				2	2	
94						
95			1	2		
96				1		
97			1			
98			1	1		
99					1	
100			2			
101				1		
102			1			
103			2			
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計	187	168	134	55	44	10
構成比	31.3%	28.1%	22.4%	9.2%	7.4%	1.7%

適用職員数 598人

その5 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					1
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

級 号給	1	2	3	4	5
65	人	人	人	人	人
66					
67					
68			1		
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	0	0	1	4	1
構成比	—	—	16.7%	66.7%	16.7%

適用職員数	6人
-------	----

その6 医療職給料表（2）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10		1						
11								
12								
13								
14								1
15								
16								
17				1				
18				1				
19								
20								
21			1					
22		1						
23				1				
24								
25								
26								
27								
28					1			1
29		1						
30								
31		1						
32								
33		1						
34	1							
35								
36								
37								
38								
39								
40					1		1	
41						1		
42							2	
43								
44								
45								
46								
47						1		
48						2		
49								
50								
51								
52								
53							1	
54								
55								
56								
57						1		
58								
59								
60						1		
61					1			
62								
63								
64						1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
65	人	人	人	人	人	人	人	人
66								
67					1			
68								
69								
70								
71					1			
72								
73								
74								
75								
76								
77					1			
78								
79					1			
80					2			
81					1			
82								
83								
84					1			
85						9		
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105				1				
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	1	5	4	4	23	8	2	1
構成比	2.1%	10.4%	8.3%	8.3%	47.9%	16.7%	4.2%	2.1%

適用職員数	48人
-------	-----

その7 医療職給料表（3）

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
1							
2							
3							
4				1			
5							
6							
7							
8							
9				1			
10				5			
11				1			
12							
13				1			
14				4			
15					1		
16		6		1			
17				1			
18					1		
19		6		1			
20					1		
21				4			
22				3			
23		8					
24		1					
25					1		
26					1		
27		5			1		
28		1		1	1		
29					1		
30		1					
31		2		1			
32							
33		2			1		
34					1		
35					2		
36		4					
37					1		
38						1	
39					1		
40					1		
41					1		
42							
43		1					
44							
45					3		
46					1		
47							
48							
49					1		
50						1	
51							
52							
53					1		
54						1	
55						3	
56					1		
57					1		
58						2	
59					1		
60							
61					1		
62							
63							
64							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
65	人	人	人	人	人	人	人
66					1		
67							
68							
69							
70					1		
71							
72				1			
73					1		
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83						1	
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169	0	37	24	28	15	0	0
構成比	—	35.6%	23.1%	26.9%	14.4%	—	—

適用職員数	104人
-------	------

その8 教育職給料表（一） [岡山県]

級号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					1
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52		1			
53					
54					
55					
56		1			
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68				1	
69			1		
70		1			
71					
72					
73					
74					
75					
76					

級号給	1	2	特2	3	4
77	人	人	人	人	人
78					
79					
80					
81					1
82					
83					
84					
85			1		
86			1		
87					
88					
89					
90					
91					
92			1		
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103			1		
104					
105			1		
106					
107			1		
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125			1		
126			1		
127			2		
128					
129					
130					
131					
132			1		
133			1		
134			1		
135			2		
136					
137			1		
138			1		
139			1		
140			1		
141			2		
142			1		
143			1		
144					
145			1		
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	26	1	1	1
構成比	—	89.7%	3.4%	3.4%	3.4%

適用職員数 29人

第3表 給料表別、級別、年齢別職員数

## その1 行政職給料表

年齢 級	1	2	3	4	5	6	7	8
18歳	6	人	人	人	人	人	人	人
19歳	9							
20歳	7							
21歳	13							
22歳	72							
23歳	74							
24歳	77							
25歳	77							
26歳	63							
27歳	73							
28歳	87	2						
29歳	77	4						
30歳	74	9						
31歳	39	37						
32歳	29	61	2			1		
33歳	7	69	1					
34歳	19	62	6	2				
35歳	7	62	14					
36歳	10	60	27	3				
37歳	7	24	25	3				
38歳	5	28	41	10				
39歳	7	17	34	9				
40歳	6	20	52	9				
41歳	6	8	44	13				
42歳	3	9	38	25	1			1
43歳	4	10	46	37	3			
44歳	2	9	34	26	3			
45歳	2	4	34	31	16	1		
46歳	2	8	37	35	15			1
47歳		7	39	33	21			
48歳		8	33	35	28	1		
49歳		9	41	35	44	9		
50歳		10	56	40	41	11	1	
51歳		2	31	39	52	17		
52歳		5	34	24	41	28		
53歳		2	27	17	39	25	7	
54歳		5	28	19	25	24	6	
55歳		2	20	22	28	22	5	1
56歳		10	18	17	23	24	9	3
57歳		3	20	10	17	31	13	1
58歳		1	7	10	14	24	10	9
59歳		2	24	13	15	24	17	11
60歳			15	12				1
61歳			1					
計	864	569	829	529	426	242	68	28
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	27.8	37.7	46.7	48.9	52.0	55.0	57.0	57.6

その2 教育職給料表（2）

年齢 級	1	2	3	4	5	6
18歳	人	人	人	人	人	人
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	2					
23歳	2					
24歳	1					
25歳	2					
26歳	1					
27歳	1					
28歳	3					
29歳	1					
30歳	2					
31歳		1				
32歳		1				
33歳						
34歳		6				
35歳		3				
36歳		1				
37歳		1				
38歳		3				
39歳		3	2			
40歳		1	1			
41歳			1			
42歳			4	1		
43歳			1	1		
44歳			2			
45歳			2			
46歳			4			
47歳			2	3	1	
48歳				2		
49歳				3	1	
50歳			1		1	
51歳				1	2	
52歳					1	
53歳						
54歳					2	
55歳			1		3	
56歳					1	
57歳					1	
58歳			1		5	
59歳					3	
60歳						
61歳						
計	15	20	22	11	21	0
平均年齢	歳 26.5	歳 36.3	歳 45.4	歳 47.8	歳 55.4	歳 —

その3 教育職給料表（3）

年齢 級	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳		74			
22歳		85			
23歳		96			
24歳		108			
25歳					
26歳		110			
27歳		88			
28歳		80			
29歳		83			
30歳		81			
31歳		81			
32歳		92			
33歳		80			
34歳		51			
35歳		70			
36歳		63			
37歳		57			
38歳		57			
39歳		62			
40歳		51			
41歳		58	1		
42歳		51	2		
43歳		51	1		
44歳		59	2		
45歳		65	3		
46歳		44	2		
47歳		35	9	2	
48歳		47	10	2	
49歳		45	11	17	
50歳		40	10	12	
51歳		48	4	14	
52歳		28	4	14	
53歳		32	3	19	1
54歳		32	1	20	1
55歳		31	2	22	12
56歳		51	3	18	17
57歳		43	1	2	29
58歳		55		5	30
59歳		49	4	6	33
60歳		44	10		
61歳		1			
計	0	2,378	83	153	123
平均年齢	歳 —	歳 38.2	歳 51.4	歳 53.6	歳 57.9

その4 保育幼児教育職給料表

年齢 級	1	2	3	4	5	6
18歳	人	人	人	人	人	人
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	26					
23歳	33					
24歳	28					
25歳	22					
26歳	16					
27歳	12					
28歳	14					
29歳	16					
30歳	15					
31歳	1	14				
32歳	1	13				
33歳	2	21				
34歳		15				
35歳		18				
36歳		20				
37歳		17				
38歳		11	3			
39歳	1	8	5			
40歳		7				
41歳		4	6			
42歳		5	8			
43歳		3	7			
44歳		2	11			
45歳			10			
46歳		3	9	1		
47歳			13			
48歳		2	10	1		
49歳		2	11	9		
50歳		1	8	8		
51歳		1	6	7		
52歳			10	11	7	
53歳			4	5	3	
54歳			2	4	5	
55歳			4	5	12	
56歳			2	3	3	1
57歳			2		7	2
58歳		1		1	4	2
59歳			2		3	5
60歳			1			
61歳						
計	187	168	134	55	44	10
平均年齢	歳 26.0	歳 36.9	歳 47.8	歳 52.2	歳 55.7	歳 58.5

その5 医療職給料表（1）

年齢 級	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳					
32歳					
33歳					
34歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳					
42歳					
43歳					
44歳					
45歳					
46歳					
47歳					
48歳				1	
49歳					
50歳					
51歳					
52歳					
53歳					
54歳					
55歳					
56歳					2
57歳					
58歳					
59歳					1
60歳					
61歳					
62歳					
63歳					
64歳					
65歳					
計	0	0	1	4	1
平均年齢	歳 —	歳 —	歳 48.5	歳 58.7	歳 63.6

その6 医療職給料表（2）

年齢 級	1	2	3	4	5	6	7	8
18歳	人	人	人	人	人	人	人	人
19歳								
20歳								
21歳								
22歳		1						
23歳								
24歳	1							
25歳								
26歳		2						
27歳			1					
28歳			2					
29歳		1		1				
30歳								
31歳								
32歳								
33歳								
34歳					1			
35歳								
36歳								
37歳		1						
38歳								
39歳								
40歳								
41歳				1				
42歳					1			
43歳					2			
44歳					1			
45歳					1			
46歳						1		
47歳						4		
48歳						1		
49歳						3		
50歳				1		2		
51歳						2		
52歳						1		
53歳						3		
54歳						2		
55歳						1	1	
56歳					2	1		1
57歳						1		
58歳							2	
59歳								
60歳								
61歳								
計	1	5	4	4	23	8	2	1
平均年齢	歳 24.9	歳 28.2	歳 28.5	歳 42.6	歳 49.9	歳 55.2	歳 55.3	歳 56.3

その7 医療職給料表（3）

年齢 級	1	2	3	4	5	6	7
18歳	人	人	人	人	人	人	人
19歳							
20歳							
21歳							
22歳		6					
23歳		6					
24歳		8					
25歳		7					
26歳		8					
27歳		1	9				
28歳			5				
29歳			3				
30歳			3				
31歳			4				
32歳				1			
33歳				2			
34歳				2			
35歳		1		3			
36歳				3			
37歳				1			
38歳				3			
39歳				2			
40歳				3			
41歳				3			
42歳				3	1		
43歳				1			
44歳					4		
45歳					4		
46歳					1		
47歳					1		
48歳					2		
49歳				1	1		
50歳						1	
51歳							
52歳							
53歳							
54歳							
55歳							
56歳							
57歳							
58歳							
59歳							
60歳							
61歳							
計	0	37	24	28	15	0	0
平均年齢	歳 —	歳 25.0	歳 29.0	歳 38.7	歳 46.3	歳 —	歳 —

その8 教育職給料表（一）[岡山県]

年齢 級	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳					
32歳					
33歳		1			
34歳		1			
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳		1			
40歳					
41歳		1			
42歳		2			
43歳			1		
44歳		1			
45歳		2			
46歳		1			
47歳					
48歳					
49歳		1			
50歳		1			
51歳		3			
52歳					
53歳		1			
54歳		1		1	
55歳		3			
56歳					
57歳		2			
58歳		1			
59歳		1			1
60歳		2			
61歳					
計	0	26	1	1	1
平均年齢	歳 —	歳 49.9	歳 43.3	歳 54.0	歳 59.4

第4表 扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数	該当職員数	うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 扶養親族で特定期間 にある子を有する者	うち 扶養親族である 父母等を有する者
		人	人	人	人
1 人	969	299	621	253	49
2 人	1,093	293	1,083	443	15
3 人	676	391	676	293	3
4 人	169	142	169	53	5
5 人	30	26	30	17	5
6 人以上	3	2	3	2	1
計	2,940	1,153	2,582	1,061	78

- (注) 1 支給されている職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.1人である。  
 2 特定期間にある子とは、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子をいう。  
 3 支給されている職員1人当たりの平均手当月額は、21,536円である。  
 4 「教育職給料表(一)〔岡山県〕」の適用を受ける職員は含まない。(以下第7表までについて同じ。)

第5表 住居手当の支給状況

区分	職員数
支給されている職員（借家・借間に居住する職員）	人 1,839
手当月額 11,000円以下の受給者	2
手当月額 11,100円以上 27,000円未満の受給者	424
手当月額 27,000円の受給者	1,413
支給されていない職員	5,299
計	7,138
支給されている職員 1人当たり平均手当月額	円 26,117

第6表 通勤手当の支給状況

区分	職員数
支給されている職員	人 6,616
交通機関等利用者	332
交通用具（自動車等）使用者 （手当月額）	5,979
2km未満 (3,800円)	1
片道2km以上 5km未満 (5,100円)	1,463
片道5km以上 10km未満 (7,200円)	2,276
片道10km以上 15km未満 (9,100円)	1,248
片道15km以上 20km未満 (11,500円)	554
片道20km以上 25km未満 (13,800円)	230
片道25km以上 30km未満 (16,100円)	112
片道30km以上 35km未満 (18,100円)	51
片道35km以上 40km未満 (20,500円)	25
片道40km以上 45km未満 (22,800円)	4
片道45km以上 50km未満 (23,700円)	4
片道50km以上 55km未満 (24,600円)	3
片道55km以上 60km未満 (25,500円)	2
片道60km以上 (26,400円)	6
交通機関等と交通用具の併用者	305
支給されていない職員	522
計	7,138
支給されている職員 1人当たり平均手当月額	円 8,411

第7表 管理職手当の支給状況

給料表 区分	行政職 給料表	教育職 給料表 (2)	教育職 給料表 (3)	保育幼児 教育職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	計
職員数 (人)	3,555	89	2,737	598	6	48	104	7,137
受給者数 (人)	764	21	276	54	6	4	0	1,125
1種 【理事級】 (130,500円)	1							1
2種 【局長級】 (116,200円)	27							27
3種 【部長級】 (90,900円)	68				1	1		70
4-1種 【課長級】 (81,100円)	0	0		0	0	0	0	0
4-2種 【課長級】 (72,800円)	215	0		10	1	1	0	227
4-3種 【課長級】 (62,100円)	27	0		0	3	1	0	31
5種 【課長補佐級】 (53,000円)	426	21		44	1	1	0	493
1-1種 【校長級】 (90,900円)			3					3
1-2種 【校長級】 (85,400円)			0					0
1-3種 【校長級】 (78,900円)			1					1
1-4種 【校長級】 (72,800円)			119					119
2-1種 【教頭級】 (55,000円)			25					25
2-2種 【教頭級】 (53,000円)			128					128
受給者割合 (%)	21.5	23.6	10.1	9.0	100.0	8.3	-	15.8
受給者1人当たり の平均手当月額 (円)	64,602	53,000	62,224	56,667	67,167	69,700	-	63,453

## 2 民間給与關係

## 2 民間給与関係

### 令和6年職種別民間給与実態調査の概要

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

本委員会、人事院、岡山県人事委員会等

#### (3) 調査の範囲

##### ① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所 349事業所

##### ② 調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ① 標本事業所の抽出

上記(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により8層に層化し、これらの層から121事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第8表のとおりである。

##### ② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

##### ③ 調査実人員

初任給関係275人（事務・技術関係職種の調査実人員269人）、初任給関係以外の調査職種3,491人（事務・技術関係職種の調査実人員3,195人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は17,885人であり、うち事務・技術関係職種は12,752人である。

#### (5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

企 業 規 模 産 業	規 模 計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
産 業 計	97	36	45	16
農 業 , 林 業 、 漁 業	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業、 建 設 業	12	3	6	3
製 造 業	27	5	15	7
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業, 郵便業	20	10	8	2
卸 売 業 , 小 売 業	13	4	8	1
金 融 業 , 保 険 業、 不動産業, 物品賃貸業	5	5	0	0
教 育, 学習支援業、 医療, 福祉、サービス業	20	9	8	3

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 5 所、調査不能の事業所が 19 所あった。
- 2 調査対象事業所 121 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 5 所を除いた 116 所に占める調査完了事業所 97 所の割合（調査完了率）は、83.6%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第9表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

(1) 規 模 計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまつて支給する 給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)	
事 務	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	10	54.7	745,482	17,168	728,314	
	短 大 卒	8	54.9	810,535	22,103	788,432	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	2	54.0	519,216	0	519,216	
	工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	事 務 部 長	77	53.0	597,158	5,954	591,204	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	54	52.2	581,456	8,345	573,111	
	短 大 卒	4	54.0	590,686	99	590,587	
	高 校 卒	18	55.2	649,926	30	649,896	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	技 術 部 長	64	51.9	601,762	14,147	587,615	同 上
	大 学 卒	35	51.5	610,728	12,010	598,718	
	短 大 卒	8	50.5	589,282	326	588,956	
	高 校 卒	21	53.1	591,544	22,913	568,631	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 部 次 長	39	53.1	505,773	676	505,097	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	28	52.6	508,711	927	507,784	
	短 大 卒	3	53.6	504,889	0	504,889	
	高 校 卒	8	54.9	494,962	0	494,962	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	18	52.5	546,421	8,158	538,263	同 上
	大 学 卒	16	52.3	529,467	531	528,936	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	事 務 課 長	146	48.5	593,718	15,707	578,011	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	106	47.4	610,016	11,321	598,695	
	短 大 卒	9	51.7	495,499	77	495,422	
	高 校 卒	31	52.2	555,973	38,483	517,490	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 課 長	103	47.9	585,200	39,814	545,386	同 上
	大 学 卒	67	46.3	561,540	24,137	537,403	
	短 大 卒	4	45.6	728,831	122,233	606,598	
	高 校 卒	32	51.6	617,535	62,805	554,730	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、「\*」としている。(以下本表について同じ。)

2 「平均年齢」は、10進法により表示している。(以下本表について同じ。)

3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

職種名		調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	56	48.1	501,678	42,854	458,824	
	短大卒	38	46.6	499,447	41,091	458,356	
	高校卒	6	48.2	473,124	92,112	381,012	
	中学卒	12	53.1	522,894	24,227	498,667	
	技術課長代理	61	47.0	557,444	59,032	498,412	同上
	大学卒	48	45.5	557,904	66,231	491,673	
	短大卒	4	49.6	563,595	19,367	544,228	
	高校卒	9	53.5	552,295	36,354	515,941	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務係長	295	44.9	524,743	99,496	425,247	係の長及び係長級専門職
	大学卒	207	43.7	537,986	110,831	427,155	
	短大卒	26	47.6	447,116	50,424	396,692	
	高校卒	61	49.7	505,932	71,561	434,371	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	技術係長	194	46.2	505,218	85,296	419,922	同上
	大学卒	100	42.7	451,765	72,571	379,194	
	短大卒	19	49.6	495,600	74,587	421,013	
	高校卒	74	49.1	561,446	100,367	461,079	
	中学卒	1	*	*	*	*	
関係職種	事務主任	251	41.7	410,190	70,677	339,513	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	174	39.8	421,075	76,100	344,975	
	短大卒	34	48.5	388,064	55,021	333,043	
	高校卒	43	46.0	370,209	55,012	315,197	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	222	41.3	399,292	62,521	336,771	同上
	大学卒	115	39.4	379,929	57,565	322,364	
	短大卒	27	40.2	399,068	66,129	332,939	
	高校卒	78	44.2	427,925	69,264	358,661	
	中学卒	2	40.0	326,700	17,350	309,350	
	事務係員	1,082	38.7	322,780	30,697	292,083	
	大学卒	698	36.6	334,328	31,726	302,602	
	短大卒	138	45.5	295,650	22,425	273,225	
	高校卒	243	41.6	299,207	32,373	266,834	
	中学卒	3	52.8	315,711	16,505	299,206	
	技術係員	576	33.7	318,485	44,209	274,276	
	大学卒	345	32.2	325,076	47,185	277,891	
	短大卒	89	32.4	318,179	46,620	271,559	
	高校卒	137	37.7	302,464	36,086	266,378	
	中学卒	5	43.5	326,755	31,120	295,635	

(注) 4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

## (2) 規模500人以上

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	支店長	人	歳	円	円	円	
	大学卒	8	54.9	810,535	22,103	788,432	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	1	*	*	*	*	
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務部長	36	54.8	639,321	13,580	625,741	2課以上又は構成員20人以上の部の長
	大学卒	22	54.0	603,289	21,782	581,507	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
	短大卒	2	57.5	552,956	215	552,741	(取締役兼任者を除く。)
	高校卒	12	55.8	722,727	47	722,680	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	21	53.8	697,958	39,660	658,298	
	大学卒	13	53.0	698,429	27,804	670,625	
	短大卒	3	55.1	662,580	0	662,580	同上
	高校卒	5	55.1	717,471	92,615	624,856	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係職種	事務部次長	20	54.6	487,537	18	487,519	前記部長に事故等のあるときの職務代行者
	大学卒	12	54.2	492,208	30	492,178	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	短大卒	1	*	*	*	*	中間職(部長-課長間)
	高校卒	7	54.7	484,885	0	484,885	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	1	*	*	*	*	
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	1	*	*	*	*	同上
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務課長	121	48.2	614,208	16,818	597,390	2係以上又は構成員10人以上の課の長
	大学卒	89	47.2	630,311	11,525	618,786	職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	短大卒	8	52.1	509,948	88	509,860	
	高校卒	24	51.5	575,360	47,529	527,831	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	56	48.7	671,715	73,795	597,920	
	大学卒	39	47.1	621,439	42,265	579,174	
	短大卒	2	53.0	991,790	257,600	734,190	同上
	高校卒	15	52.5	764,434	134,134	630,300	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職種名		調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	事務課長代理	人 歳	年 齡	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	50	48.8	509,662	38,242	471,420	
	短大卒	32	47.2	511,472	33,489	477,983	
	高校卒	6	48.2	473,124	92,112	381,012	
	中学卒	12	53.1	522,894	24,227	498,667	
	技術課長代理	-	-	-	-	-	同 上
	大学卒	17	49.7	614,371	21,033	593,338	
	短大卒	10	48.7	630,068	27,666	602,402	
	高校卒	3	48.5	593,777	26,969	566,808	
	中学卒	4	53.3	590,576	0	590,576	
技術	事務係長	141	44.2	585,511	140,289	445,222	係の長及び係長級専門職
	大学卒	94	42.8	600,326	154,811	445,515	
	短大卒	12	46.5	459,967	61,346	398,621	
	高校卒	34	50.7	587,478	109,045	478,433	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	技術係長	52	48.7	612,170	110,206	501,964	同 上
	大学卒	7	43.3	608,175	97,881	510,294	
	短大卒	2	54.0	615,701	83,249	532,452	
	高校卒	43	49.3	612,630	113,476	499,154	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係職種	事務主任	136	41.0	444,626	83,174	361,452	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	94	38.6	456,479	92,178	364,301	
	短大卒	23	49.0	394,908	50,242	344,666	
	高校卒	19	49.8	420,497	57,234	363,263	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	62	42.6	521,753	116,480	405,273	同 上
	大学卒	20	44.0	535,397	135,984	399,413	
	短大卒	9	41.4	502,285	110,593	391,692	
	高校卒	33	42.2	519,251	107,032	412,219	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	489	37.4	313,612	35,779	277,833	
	大学卒	322	34.5	316,699	37,339	279,360	
	短大卒	58	45.4	300,833	26,557	274,276	
	高校卒	107	42.1	311,301	36,016	275,285	
	中学卒	2	56.3	270,994	22,173	248,821	
	技術係員	151	30.8	343,175	60,675	282,500	
	大学卒	102	31.9	358,250	61,175	297,075	
	短大卒	31	28.5	309,064	51,862	257,202	
	高校卒	18	30.1	334,627	72,278	262,349	
	中学卒	-	-	-	-	-	

## (3) 規模100人以上500人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	54.0	519,216	0	519,216	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	2	54.0	519,216	0	519,216	
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務部長	39	51.5	567,004	19	566,985	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	30	50.9	571,590	0	571,590	
	短大卒	2	51.0	622,960	0	622,960	
	高校卒	6	54.2	524,954	0	524,954	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	技術部長	31	51.8	563,349	0	563,349	同上
	大学卒	18	52.3	561,339	0	561,339	
	短大卒	2	49.0	548,562	0	548,562	
	高校卒	11	51.4	569,347	0	569,347	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係職種	事務部次長	18	51.9	528,569	1,325	527,244	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大学卒	15	51.8	526,960	1,590	525,370	
	短大卒	2	51.5	527,935	0	527,935	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	15	51.8	546,146	533	545,613	同上
	大学卒	14	51.4	538,476	571	537,905	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長	事務課長	24	50.7	495,047	8,100	486,947	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	16	49.3	500,450	7,184	493,266	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	7	54.2	497,854	11,366	486,488	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	28	48.2	502,729	715	502,014	同上
	大学卒	18	47.3	497,666	280	497,386	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	9	51.2	511,642	1,667	509,975	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	事務課長代理	人 歳	年 齢	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	5	44.5	466,347	79,461	386,886	
	短大卒	5	44.5	466,347	79,461	386,886	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	22	47.3	494,338	52,915	441,423	同 上
	大学卒	20	47.0	490,185	47,517	442,668	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	50.5	535,872	106,887	428,985	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務係長	145	46.1	434,794	36,844	397,950	係の長及び係長級専門職
	大学卒	108	45.2	438,207	37,998	400,209	
	短大卒	14	49.2	428,407	34,526	393,881	
	高校卒	23	48.5	422,641	32,837	389,804	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	99	44.9	439,518	77,496	362,022	同 上
	大学卒	67	43.1	431,986	76,325	355,661	
	短大卒	8	48.9	511,006	100,610	410,396	
	高校卒	23	49.3	439,614	74,120	365,494	
	中学卒	1	*	*	*	*	
関係職種	事務主任	92	42.9	362,124	55,637	306,487	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	大学卒	67	42.5	364,421	52,907	311,514	
	短大卒	7	46.1	387,740	68,368	319,372	
	高校卒	18	43.2	343,587	60,855	282,732	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	98	43.5	358,865	47,545	311,320	同 上
	大学卒	50	42.1	364,172	50,130	314,042	
	短大卒	9	39.5	342,373	68,044	274,329	
	高校卒	37	46.6	357,447	40,682	316,765	
	中学卒	2	40.0	326,700	17,350	309,350	
技術係員	事務係員	511	39.7	333,993	27,515	306,478	
	大学卒	339	38.4	351,305	27,726	323,579	
	短大卒	67	46.1	295,841	19,928	275,913	
	高校卒	105	40.5	289,828	31,939	257,889	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係員	265	36.0	310,299	39,989	270,310	
	大学卒	154	32.3	309,650	45,095	264,555	
	短大卒	32	36.7	338,689	48,993	289,696	
	高校卒	74	42.2	299,912	27,740	272,172	
	中学卒	5	43.5	326,755	31,120	295,635	

## (4) 規模100人未満

職種名		調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与 (A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務部長	2	53.5	509,350	0	509,350	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	53.5	509,350	0	509,350	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	12	48.6	527,454	5,226	522,228	同 上
	大学卒	4	42.5	545,195	15,000	530,195	
	短大卒	3	46.5	540,103	903	539,200	
	高校卒	5	54.7	505,671	0	505,671	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係職種	事務部次長	1	*	*	*	*	*前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	2	59.0	463,071	241	462,830	同 上
	大学卒	2	59.0	463,071	241	462,830	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長	事務課長	1	*	*	*	*	*2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	19	44.9	465,678	3,268	462,410	同 上
	大学卒	10	40.9	453,874	128	453,746	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	8	50.6	480,155	7,602	472,553	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職種名		調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者
	大学卒	1	*	*	*	*	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
	短大卒	1	*	*	*	*	課長に直属し部下4人以上を有する者
	高校卒	-	-	-	-	-	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	中学卒	-	-	-	-	-	中間職(課長-係長間)
	技術課長代理	22	44.8	580,940	89,868	491,072	
	大学卒	18	42.6	596,415	104,476	491,939	同上
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	3	55.8	519,508	32,174	487,334	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務係長	9	44.2	363,984	30,166	333,818	
	大学卒	5	41.1	377,706	53,435	324,271	係の長及び係長級専門職
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	4	48.0	346,831	1,081	345,750	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	43	43.7	430,398	49,313	381,085	
	大学卒	26	41.2	431,333	49,975	381,358	同上
	短大卒	9	48.3	429,148	45,706	383,442	
	高校卒	8	46.9	428,766	51,222	377,544	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係職種	事務主任	23	42.9	316,437	26,510	289,927	係長等のいる事業所における主任
	大学卒	13	40.6	313,595	13,496	300,099	係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
	短大卒	4	50.0	341,074	63,596	277,478	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
	高校卒	6	43.2	306,170	29,984	276,186	中間職(係長-係員間)
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	62	36.0	322,022	23,754	298,268	
	大学卒	45	34.0	320,397	26,937	293,460	同上
	短大卒	9	39.5	336,315	11,310	325,005	
	高校卒	8	43.1	315,081	19,848	295,233	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	82	39.6	293,087	20,269	272,818	
	大学卒	37	34.9	301,759	22,590	279,169	
	短大卒	13	42.0	266,080	16,697	249,383	
	高校卒	31	44.1	289,133	19,650	269,483	
	中学卒	1	*	*	*	*	
	技術係員	160	33.0	304,059	32,344	271,715	
	大学卒	89	32.5	310,737	33,245	277,492	
	短大卒	26	33.7	309,589	35,353	274,236	
	高校卒	45	33.8	285,205	28,287	256,918	
	中学卒	-	-	-	-	-	

その2 公民給与比較の対象外職種

規 模 計

職種名		調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する 給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A) - (B)	
技能・ 労務関係職種	電話交換手 自家用乗用自動車運転手 守衛 用務員	人 - - - -	歳 - - - -	円 - - - -	円 - - - -	円 - - - -	{見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。}
研究関係職種	研究所長 研究部(課)長 研究室(係)長 主任研究員 研究員 研究補助員	- - - 5 - -	- - - 38.7 - -	- - - 356,491 - -	- - - 35,371 - -	321,120 - - - - - -	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 {下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)}
医療関係職種	病院長 副院長 医科長 医師 歯科医師	1 1 11 7 1	* * 47.2 33.6 *	*	*	*	* * 843,382 536,914 部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	薬局長 薬剤師 診療放射線技師	1 19 1	* 44.3 *	*	*	*	* 302,332 部下に薬剤師2人以上
	臨床検査技師	8	43.3	335,920	33,588	302,332	*
	栄養士 理学療法士	14 2	36.9 39.0	271,518 276,757 288,500	9,512 35,903 0	262,006 240,854 288,500	
	作業療法士	27	43.5	320,207	5,868	314,339	
	総看護師長 看護師長 看護師 准看護師	1 41 54 20	* 49.5 41.4 49.7	*	*	*	* 337,178 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	大学学長・副学長・ 学部長 大学教授 大学准教授 大学講師 大学助教	1 32 30 15 4	* 59.9 55.0 41.3 42.0	*	*	*	
教育関係職種	高等学校校長 高等学校教頭 高等学校教諭	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	

第10表 民間における初任給の改定状況

(単位 : %)

項目 学歴	新規学卒者 の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者 の採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	37.1	(76.7)	(23.3)	(0.0)	62.9
高校卒	21.8	(63.0)	(37.0)	(0.0)	78.2

(注) 1 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

2 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合がある。(以下第16表まで同じ。)

第11表 職種別、学歴別初任給

(単位 : 円)

職種	学歴	大学卒	短大卒	高校卒
新卒事務員・技術者計		217,511	194,296	180,806
新卒事務員		216,128	191,960	179,092
新卒技術者		220,393	197,055	183,090

(注) 金額は、きまつて支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒207,545円、短大卒184,267円、高校卒173,452円である。

第12表 民間における給与改定の状況

(単位 : %)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員	54.9	3.7	0.0	41.4
課長級	50.8	3.7	0.0	45.5

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第13表 民間における定期昇給の実施状況

(単位 : %)

項目 役職 段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期 昇給 中止	定期 昇給 制度 なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	87.9	87.9	42.4	0.0	45.4	0.0	12.1
課長級	77.0	77.0	37.2	0.0	39.7	0.0	23.0

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(単位 : %)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	子に家族手当を支給する	家族手当制度がない
	75.1		
	61.5	73.7	24.9

(注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 家族手当がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は81.9%である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

(単位 : 円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,584
配偶者と子1人	17,436
配偶者と子2人	22,598
子1人	13,625
子2人	23,395
子3人	34,481

(注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その3 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位 : %)

見直し予定の状況	割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	11.9
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によつては、見直すことを検討	15.4
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	72.7

(注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第15表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

(単位：%)

在来線の 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	在来線の 通勤手当を 支給しない
94.0	(45.4)	(6.3)	(41.6)	(6.7)	6.0

(注) ( ) 内は、在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

(単位：%)

特急料金を含む 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
54.1	(60.6)	(9.7)	(6.2)	(23.6)	45.9

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 ( ) 内は、特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	50.3	49.7
課長級	46.8	53.2
部長級(非役員)	46.9	53.1

第17表 民間における特別給の支給状況

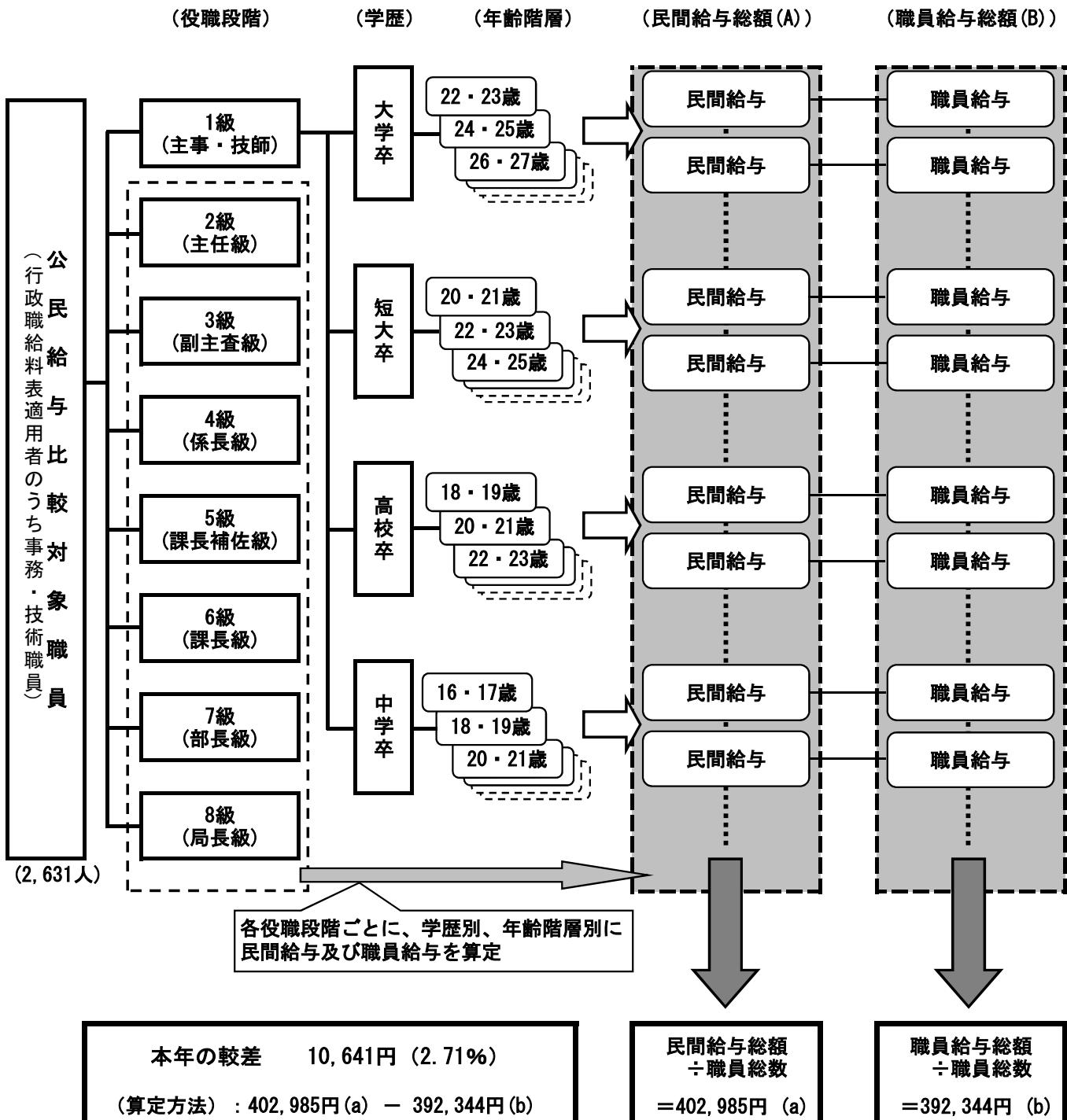
平均所定内給与月額	下半期(A1)	355,862円
	上半期(A2)	360,196円
特別給の支給額	下半期(B1)	794,031円
	上半期(B2)	856,260円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.23月分
	上半期(B2/A2)	2.38月分
	年間	4.61月分

(注) 「下半期」とは令和5年8月から令和6年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

第18表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給とのそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。



第19表 公民給与比較における役職段階の対応関係

職 員 (行政職給料表)		民 間 従 業 員		
職務の級	主な役職	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
8級	局 長 級	支店長、工場長		
7級	部 長 級	部長、部次長	支店長、工場長	
6級	課 長 級	課 長	部長、部次長	支店長、工場長
5級	課長補佐級	課長代理	課 長	部長、部次長 課 長
4級	係 長 級	係 長	課長代理	課長代理
3級	副 主 査 級		係 長	係 長
2級	主 任 級	主 任	主 任	主 任
1級	主事・技師		係 員	係 員

(注) 係制のない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含む。

### 3 生計費關係

### 3 生計費関係

#### 令和6年4月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、岡山市における標準生計費を次の方針により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費	・	・	・	食料
住 居 関 係 費	・	・	・	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	・	・	・	被服及び履物
雜 費 I	・	・	・	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雜 費 II	・	・	・	その他の消費支出（諸雜費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における勤労者世帯の令和6年4月の費目別平均支出金額（日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第20表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和6年4月）(単位：円)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食 料 費	33,370	42,420	55,130	67,840	80,560
住 居 関 係 費	59,650	66,850	61,620	56,400	51,180
被服・履物費	6,700	6,270	9,560	12,860	16,160
雜 費 I	18,820	25,810	39,550	53,310	67,060
雜 費 II	9,130	16,460	20,690	24,920	29,150
計	127,670	157,810	186,550	215,330	244,110

## 4 労 働 經 濟 関 係

## 4 労働経済関係

第21表 労働経済指標

項目		年 月		令和5年				
		4月	5月	6月	7月	8月		
賃金・労働時間（厚生労働省毎月勤労統計調査）	きまつて支給する給与 [調査産業計]	全 国	金 額 (円)	310,867	307,674	309,495	309,837	307,325
			前年同月比 (%)	1.0	2.1	1.8	2.0	1.8
	岡山県	金 額 (円)	269,995	269,385	272,809	274,385	270,479	
		前年同月比 (%)	△ 1.0	△ 0.3	0.1	1.1	0.4	
	うち 所定内給与	全 国	金 額 (円)	285,120	283,500	285,211	285,023	283,167
			前年同月比 (%)	1.2	2.2	1.8	2.1	2.0
	岡山県	金 額 (円)	245,121	246,512	249,639	250,843	247,705	
	総実労働時間数 [調査産業計]	全 国 (時間)		148.3	140.9	149.7	146.3	139.3
		岡 山 県 (時間)		147.9	140.0	151.3	145.9	139.8
	うち所定外 労働時間	全 国 (時間)		12.6	11.7	11.9	12.0	11.2
		岡 山 県 (時間)		12.1	11.1	11.5	11.3	10.4
消費支出（総務省家計調査）	全世帯	全 国	金 額 (円)	303,076	286,443	275,545	281,736	293,161
			前年同月比 (%)	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 1.3	1.1
	岡山市	金 額 (円)	291,401	304,540	254,352	298,718	287,265	
		前年同月比 (%)	△ 5.7	△ 13.4	△ 5.0	1.1	△ 7.3	
	勤労者世帯	全 国	金 額 (円)	334,229	311,830	298,405	306,293	311,510
			前年同月比 (%)	△ 2.9	△ 1.0	△ 0.7	△ 3.6	△ 3.4
	岡山市	金 額 (円)	317,044	313,667	271,862	326,952	285,247	
		前年同月比 (%)	△ 9.9	△ 19.9	△ 2.9	4.9	△ 13.1	
物価	消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比 (%)	3.5	3.2	3.3	3.3	3.2
		岡山市	前年同月比 (%)	3.7	3.2	3.1	3.2	3.3
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比 (%)		5.8	5.1	4.1	3.6	3.4
雇用・生産	常用雇用指数[調査産業計] (厚生労働省毎月勤労統計調査)	前年同月比 (%)		0.7	0.8	0.6	0.7	0.7
	有効求人倍率[季節調整値] (厚生労働省職業安定業務統計)	(倍)		1.32	1.32	1.31	1.30	1.30
	完全失業率[季節調整値] (総務省労働力調査)	(%)		2.6	2.6	2.5	2.6	2.6
	実質国内総生産[GDP] (内閣府)	前期比 (%)		0.7				△ 1.1

(注) 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模30人以上の数値(「再集計値」)である。

2 「きまつて支給する給与」及び「所定内給与」は令和2年基準である。

3 「消費支出」については、農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。

4 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は令和2年基準である。

				令和6年				
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
308,600 1.5	311,011 1.8	310,936 1.7	311,167 1.7	306,323 1.2	308,062 1.9	312,109 2.1	316,529 2.3	315,038 2.8
273,021 1.5	273,790 0.5	273,379 1.2	272,870 0.1	283,757 4.7	283,383 5.5	282,878 5.1	286,546 5.7	287,485 6.0
284,204 1.6	285,596 2.0	285,231 1.9	285,807 2.1	282,679 1.5	284,199 2.2	287,196 2.3	291,329 2.5	290,826 2.9
250,148	250,488	249,363	249,537	260,443	260,065	258,883	262,458	264,682
143.4	146.4	146.3	143.3	134.9	139.7	141.9	147.5	143.6
145.6	146.1	146.9	144.1	139.6	144.5	146.3	151.7	148.1
12.0	12.5	12.3	12.1	11.2	11.7	12.2	12.2	11.5
11.4	11.7	11.4	11.3	11.6	12.1	12.2	12.4	11.9
282,969 0.7	301,974 1.3	286,922 0.3	329,518 0.4	289,467 △ 4.0	279,868 2.8	318,713 1.9	313,300 3.4	290,328 1.4
288,243 △ 7.2	316,366 8.9	315,314 △ 1.7	331,351 △ 11.7	301,294 △ 3.5	360,262 24.5	361,220 12.1	313,021 7.4	330,483 8.5
311,728 △ 0.7	330,590 0.6	301,718 △ 2.1	348,859 △ 1.4	313,165 △ 5.4	307,765 3.0	353,810 4.1	345,020 3.2	318,560 2.2
297,535 0.0	307,883 △ 2.1	317,171 10.5	348,583 △ 11.7	298,060 △ 1.7	404,626 32.2	295,358 △ 19.3	326,975 3.1	305,342 △ 2.7
3.0	3.3	2.8	2.6	2.2	2.8	2.7	2.5	2.8
2.9	2.8	2.0	1.7	1.3	2.1	1.8	1.8	2.1
2.2	1.1	0.5	0.3	0.3	0.7	0.9	1.2	2.6
0.8	0.8	1.0	1.1	0.9	1.0	1.2	1.1	1.2
1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6
	0.1			△ 0.6			0.7	